

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                      |
|-------|---------------------------|
| 2     | 大分市 個人住民税の賦課に関する事務 全項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、個人住民税賦課に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

|                                 |
|---------------------------------|
| I 基本情報                          |
| (別添1) 事務の内容                     |
| II 特定個人情報ファイルの概要                |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目            |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策                    |
| V 開示請求、問合せ                      |
| VI 評価実施手続                       |
| (別添3) 変更箇所                      |





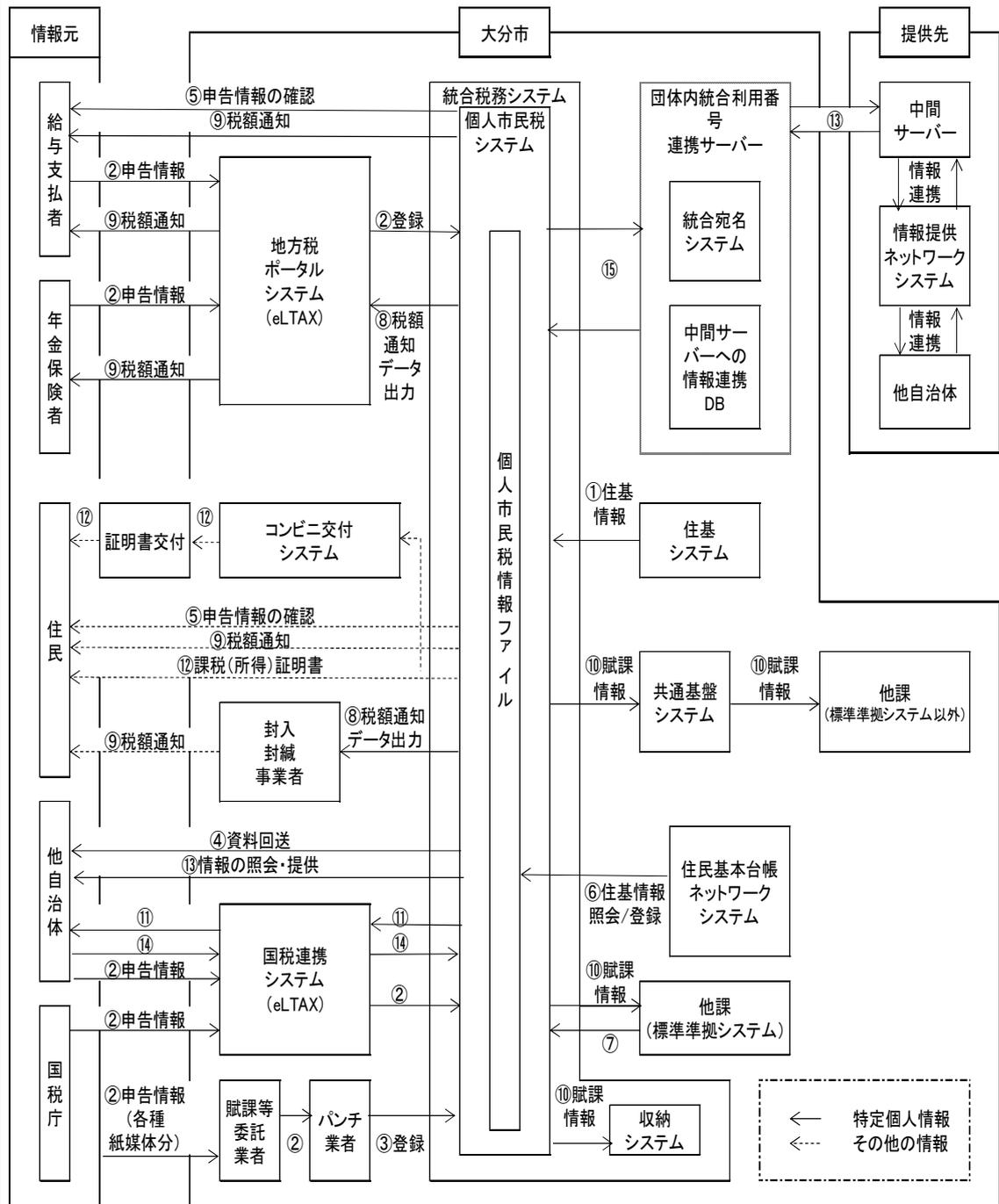
| システム4       |   |
|-------------|---|
| ①システムの名称    | 地方税ポータルシステム   |
| ②システムの機能    | <p>1. 地方税ポータルシステム(以下、「eLTAX」という。)は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に地方税電子化協議会でサービスを開始したシステムであり、対象税目を順次追加している。</p> <p>2. このシステムでは、個人住民税等の申告、法定調書の提出、各種申請届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>3. 大分市にeLTAXで申告された給与支払報告書等データは、LGWANを通じ、審査システムが受領する。</p> <p>4. 審査システムには、給与・公的年金等の支払をする者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。</p> <p>また、地方税ポータルセンタを通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する等の機能がある。</p>   |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( eLTAXから紙媒体等で出力しているため、接続はしていない。 )</p>  |
| システム5       |   |
| ①システムの名称    | 中間サーバー  |
| ②システムの機能    | <p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存の住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。)、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能<br/>情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能<br/>情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能<br/>情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能<br/>中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能<br/>特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能<br/>特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能<br/>中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能<br/>セキュリティを管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能<br/>中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能<br/>バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |





|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |   |
| 個人市民税情報ファイル                       |   |
| <b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>       |   |
| ①事務実施上の必要性                        | <p>1. 番号制度に関する税制上の措置として、課税資料等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの課税資料等の税務関係書類を受付することとなり、受付した課税資料は個人市民税システムで管理され、賦課データを作成する。したがって個人市民税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。</p> <p>2. 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号利用法により求められる。</p> <p>3. 賦課データについては、中間サーバーへアップし、情報提供ネットワークシステムを介して他市町村、他機関にて利用される。</p>   |
| ②実現が期待されるメリット                     | <p>1. 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減<br/>各種申請・申告等に必要となる行政機関が発行する添付書類の省略により負担軽減及び事務手続きの簡素化も図れる。<br/>※添付書類は、課税(所得)証明書や住民票等。</p> <p>2. 行政事務の効率化とより公平で正確な税負担の実現(所得の過少申告等の防止)<br/>効率的な名寄せ及び突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる。</p>  |
| <b>5. 個人番号の利用 ※</b>               |   |
| 法令上の根拠                            | 番号利用法第9条第1項 別表24の項  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |   |
| ①実施の有無                            | <p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠                           | <p>【情報照会】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項<br/>【情報提供】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173)</p> |
| <b>7. 評価実施機関における担当部署</b>          |   |
| ①部署                               | 大分市役所 財務部 市民税課<br>企画部 情報政策課   |
| ②所属長の役職名                          | 市民税課長<br>情報政策課長   |
| <b>8. 他の評価実施機関</b>                |   |
|                                   |   |

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①各種住民情報を取得する。
- ②住民、給与支払者、年金支払者、国税庁、他自治体により、各種申告書情報等を取得する。紙媒体分は、賦課等委託業者において、資料に不備がないか確認し、パンチ業者に資料を納品する。
- ③取得した各種申告書情報をパンチ事業者にてデータ化し、個人市民税システムに登録する。
- ④大分市の課税対象者でない場合には、他自治体に資料を回送する。
- ⑤申告情報に該当する課税対象者が存在しない場合や、申告情報の確認のために情報元へ調査を行う。
- ⑥大分市に住民登録がない者を住民基本台帳ネットワークシステムで住基情報を照会し、登録する。
- ⑦他課より賦課に必要な情報を取得する。
- ⑧課税額決定後、税額通知データを出力する。
- ⑨出力した税額通知(紙、データ)を住民等へ通知する。
- ⑩決定・通知された賦課情報を直接または、他システム等へ連携(移転または提供)する。
- ⑪大分市から他自治体へ住民登録外課税通知データの送信
- ⑫納税義務者からの請求に応じて、課税(所得)証明書を発行する。また、コンビニ交付については、キオスク端末による請求があった場合、証明書交付センターからコンビニ交付システムへ申請情報が送信される。申請情報送信後、コンビニ交付システムから証明書交付センターへPDF形式データが送信され、請求のあったキオスク端末より課税証明書が発行される。
- ⑬必要に応じて他自治体へ課税・扶養照会を実施する。(情報の照会・提供)
- ⑭他自治体から大分市に住民登録外課税通知データ、申告特例通知データ等の受領
- ⑮団体名統合宛名番号を連携する

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 個人市民税情報ファイル    |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ] <選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 賦課期日現在(1月1日)に、大分市に住居登録がある者及び住居登録は無いが、居住実態がある者及び被扶養者。  |
| その必要性          | 個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために必要な課税対象者を確定する必要がある。  |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ] <選択肢><br>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上   |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | 1. 識別情報 (対象者を特定するために記録)<br>2. 連絡先情報 (対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録)<br>3. 業務関係情報<br>(1) 国税関係情報<br>対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録<br>(2) 地方税関係情報<br>算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録<br>(3) 生活保護関係情報<br>生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録<br>(4) 年金関係情報<br>対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録<br>(5) 障害者福祉関係情報<br>障害者福祉関連の情報に基づき、住民税の賦課及び非課税の判定を行うために記録  |
| 全ての記録項目        | 別添2を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 平成27年10月5日  |
| ⑥事務担当部署        | 大分市役所 財務部 市民税課  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用     |   |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
|---------------------|---|--|-------|--------------|----------|--------------------|----------------|-----------------|-------------------|--------------|----|---------------------|----|
| ①入手元 ※              | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（生活福祉課、市民課、納税課）<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁、年金支払者（日本年金機構））<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（地方公共団体情報システム機構、他自治体）<br><input type="checkbox"/> 民間事業者（給与支払者、年金支払者（日本年金機構を除く）、地方税共同機構）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ②入手方法               | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX）  |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ③入手の時期・頻度           | <p>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払報告書、確定申告書、公的年金支払報告書、住民税申告書の受け付けごと（毎年1月～4月頃にかけて複数回入手）</li> <li>・給与所得者異動届出書、退職所得等の分離課税に係る納入申告書の受け付けごと（随時）</li> </ul> <p>【庁内連携により入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の個人番号については、住基システムで異動した際に連携し入手する。</li> <li>・年金特徴の対象者でなくなった者（死亡・転出）に関するデータを毎月入手する。（※）</li> </ul> <p>（※）個人番号は含まれないが、個人住民税システムにおいて宛名番号とひも付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。</p> <p>【eLTAXより入手】</p> <table border="0"> <tr> <td>・特別徴収税額通知の処理結果通知</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>・年金特別徴収対象者情報</td> <td>5月</td> </tr> <tr> <td>・特別徴収処理停止通知の処理結果通知</td> <td>年12回</td> </tr> <tr> <td>・特別徴収結果通知</td> <td>年6回</td> </tr> <tr> <td>・住民登録外課税通知情報</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報</td> <td>1月</td> </tr> </table> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。</li> </ul> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</li> </ul> | ・特別徴収税額通知の処理結果通知   | 9月    | ・年金特別徴収対象者情報 | 5月       | ・特別徴収処理停止通知の処理結果通知 | 年12回           | ・特別徴収結果通知       | 年6回               | ・住民登録外課税通知情報 | 随時 | ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報 | 1月 |
| ・特別徴収税額通知の処理結果通知    | 9月  |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ・年金特別徴収対象者情報        | 5月  |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ・特別徴収処理停止通知の処理結果通知  | 年12回  |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ・特別徴収結果通知           | 年6回   |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ・住民登録外課税通知情報        | 随時  |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報 | 1月  |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ④入手に係る妥当性           | 個人住民税の賦課決定・賦課更正のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。  |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ⑤本人への明示             | 個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2及び地方税法第317条の6の条文、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定されていることにより、個人番号を入手することが明示されている。   |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ⑥使用目的 ※             | 課税対象者（住登外課税者含む）に対し適正な個人住民税の賦課を行う。<br>※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。  |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
|                     | 変更の妥当性 —  |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| ⑦使用の主体              | 使用部署 ※  | 【総務部】人事課 【財務部】税制課、納税課 【市民部】国保年金課 【子どもすこやか部】子ども入園課、子育て支援課 【福祉保健部】長寿福祉課、障害福祉課、衛生課 【土木建築部】住宅課 【教育委員会】学校教育課  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
|                     | 使用者数  | <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | ＜選択肢＞ |              | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満      | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上  |    |                     |    |
| ＜選択肢＞               |   |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| 1) 10人未満            | 2) 10人以上50人未満   |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| 3) 50人以上100人未満      | 4) 100人以上500人未満   |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |
| 5) 500人以上1,000人未満   | 6) 1,000人以上   |  |       |              |          |                    |                |                 |                   |              |    |                     |    |

|         |                  |  |
|---------|------------------|--|
| ⑧使用方法 ※ |                  | <p>1. 課税資料受付事務<br/> (1)確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、給与所得者異動届出書、退職所得等の分離課税に係る納入申告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。<br/> (2)住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。</p> <p>2. 賦課決定事務<br/> (1)資料合算時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断材料として利用する。<br/> (2)給与所得等に係る特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する。</p> <p>3. 賦課更正事務<br/> (1)給与所得等に係る特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する。</p> <p>4. 調査事務<br/> (1)納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。<br/> (2)生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。<br/> (3)情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。</p> |
|         | 情報の突合 ※          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記項番1～4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号をひも付けて使用する。</li> <li>・上記項番2の資料合算において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。</li> </ul>   |
|         | 情報の統計分析 ※        | <p>総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが、特定の個人を判別しうるような統計は行わない。</p>  |
|         | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | <p>個人住民税の賦課決定・賦課更正</p>   |
| ⑨使用開始日  | 平成28年1月1日        |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |  |   |
|------------------------|--|---|
| 委託の有無 ※                | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 8 ) 件  |   |
| 委託事項1                  | 税システム等運用支援業務委託   |   |
| ①委託内容                  | 1. 税務システムの運用支援業務。<br>2. 法制度改正に伴う税務システムの改修作業。<br>3. 委託する業務については、個人情報を適正に取り扱い、情報セキュリティポリシーを厳守することとしている。                      |   |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |   |
| 対象となる本人の数              | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上           |   |
| 対象となる本人の範囲 ※           | 課税対象者及び被扶養者等(事業専従者含む)。   |   |
| その妥当性                  | システムの保守、及び、法制度改正に伴う税務システムの改修等の際に、個人市民税システムの本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。  |   |
| ③委託先における取扱者数           | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上          |   |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ○ ] その他 ( 情報政策課内のサーバー室内にてシステムの直接操作、税務システム端末 ) の直接操作。 |   |
| ⑤委託先名の確認方法             | 市民等から委託先名の問合せがあった場合は、大分市が回答する。   |   |
| ⑥委託先名                  | 日本電気(株)  |   |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない         |
|                        | ⑧再委託の許諾方法  | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 |
|                        | ⑨再委託事項   | 税システム等運用支援業務委託                                |





|                        |              |   |
|------------------------|--------------|---|
| <b>委託事項4</b>           |              | 審査システム及び国税連携システムの構築・運用等   |
| ①委託内容                  |              | 審査システム及び国税連携システムの構築・運用等のサービスを提供する事業   |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 |              | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]<br><選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |
|                        | 対象となる本人の数    | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上           |
|                        | 対象となる本人の範囲 ※ | 地方税法その他の地方税に関する法律などにより、税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(申告者、その扶養親族、法定調書提出義務者、法定調書の対象となる金銭受領者等)                                       |
|                        | その妥当性        | 審査サーバー及び国税連携データ受信サーバーを、委託利用型により利用しているため。  |
| ③委託先における取扱者数           |              | [ 10人以上50人未満 ]<br><選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |              | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ○ ] その他 ( LGWAN )                                       |
| ⑤委託先名の確認方法             |              | 市民等から委託先名の問合せがあった場合は、大分市が回答する。  |
| ⑥委託先名                  |              | 株式会社インテック   |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※    | [ 再委託しない ]<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                        | ⑧再委託の許諾方法    |   |
|                        | ⑨再委託事項       |   |

|                        |              |   |
|------------------------|--------------|---|
| <b>委託事項5</b>           |              | eLTAXの運営管理  |
| ①委託内容                  |              | 1. 地方税の電子申告等に係るシステムの開発・運営に関する事業<br>2. 個人住民税の公的年金からの特別徴収に係るシステムの開発・運営に関する事業・確定申告書等のデータ連携に係るシステムの開発<br>3. 運営に関する事業 など       |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 |              | <選択肢><br>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]<br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |
|                        | 対象となる本人の数    | <選択肢><br>[ 10万人以上100万人未満 ]<br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上       |
|                        | 対象となる本人の範囲 ※ | 地方税法その他の地方税に関する法律などにより、税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(申告者、その扶養親族、法定調書提出義務者、法定調書の対象となる金銭受領者等)                                   |
|                        | その妥当性        | 地方税法により設置された地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタから審査システム及び国税連携システムを通じて、データ入手及び提供をする必要があるため。   |
| ③委託先における取扱者数           |              | <選択肢><br>[ 10人未満 ]<br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |              | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN ) |
| ⑤委託先名の確認方法             |              | 地方税共同機構 eLTAXホームページ   |
| ⑥委託先名                  |              | 地方税共同機構   |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※    | <選択肢><br>[ 再委託する ]<br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                        | ⑧再委託の許諾方法    | 地方税共同機構の総会で提供される資料でeLTAXの運営管理を委託している旨の報告がなされている。  |
|                        | ⑨再委託事項       | 地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタから審査システム及び国税連携システムを通じて、データ入手及び提供をする必要があるため。   |

| 委託事項6～10               |   |   |
|------------------------|---|---|
| 委託事項6                  | オペレーションに係る業務  |   |
| ①委託内容                  | 帳票の印刷業務   |   |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部<br><選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |   |
| 対象となる本人の数              | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |   |
| 対象となる本人の範囲 ※           | 特定個人情報ファイルの範囲と同様  |   |
| その妥当性                  | システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間業者に委託している。  |   |
| ③委託先における取扱者数           | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満<br><選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上  |   |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | <input checked="" type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |   |
| ⑤委託先名の確認方法             | 情報公開室が窓口となり、開示請求することができる。   |   |
| ⑥委託先名                  | 株式会社 オーイーシー   |   |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※   | <input type="checkbox"/> 再委託しない<br><選択肢><br>1) 再委託する<br>2) 再委託しない |
|                        | ⑧再委託の許諾方法   |   |
|                        | ⑨再委託事項  |   |

|                        |                   |  |
|------------------------|-------------------|--|
| <b>委託事項7</b>           |                   | 証明書コンビニ交付システムのサービス利用   |
| ①委託内容                  |                   | 証明書コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務   |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの一部 ] | <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |
|                        | 対象となる本人の数         | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
|                        | 対象となる本人の範囲 ※      | 特定個人情報ファイルの範囲と同様   |
|                        | その妥当性             | 個人番号カードを使用した認証により証明書コンビニ交付を可能とするため、個人番号カードを保有している人のシリアル番号等を取扱うシステムの保守であるため。  |
| ③委託先における取扱者数           |                   | <選択肢><br>[ 10人以上50人未満 ]      1) 10人未満      2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上                  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |                   | [ ] 専用線      [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙<br>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( システムの直接操作、管理端末の直接操作 ) |
| ⑤委託先名の確認方法             |                   | 情報公開室が窓口となり、開示請求することができる。  |
| ⑥委託先名                  |                   | 日本電気(株)  |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※         | [ 再委託しない ]      <選択肢><br>1) 再委託する    2) 再委託しない   |
|                        | ⑧再委託の許諾方法         |  |
|                        | ⑨再委託事項            |  |
| <b>委託事項8</b>           |                   | 個人市民税・県民税賦課等業務委託   |
| ①委託内容                  |                   | ①資料の開封受付、分類②提出された課税資料を確認、補正記入業務③課税資料取込業務④課税資料の他市への回送業務⑤年金支払報告書に係る追加入力業務⑥照会文書回答業務⑦扶養控除に係る調査業務⑧相続人の調査業務⑨納税通知書等の返戻分の調査業務⑩申告書等の発送業務                        |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの一部 ] | <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |
|                        | 対象となる本人の数         | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
|                        | 対象となる本人の範囲 ※      | 特定個人情報ファイルの範囲と同様   |
|                        | その妥当性             | 短期間で大量の課税資料を処理し、適正かつ効率的に課税業務を行うため  |
| ③委託先における取扱者数           |                   | <選択肢><br>[ 10人以上50人未満 ]      1) 10人未満      2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上                  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |                   | [ ] 専用線      [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙<br>[ ] その他 ( )                     |
| ⑤委託先名の確認方法             |                   | 情報公開室が窓口となり、開示請求することができる。  |
| ⑥委託先名                  |                   | TOPPANエッジ 株式会社   |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※         | [ 再委託しない ]      <選択肢><br>1) 再委託する    2) 再委託しない   |
|                        | ⑧再委託の許諾方法         |  |
|                        | ⑨再委託事項            |  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 74 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 27 ) 件<br>[ <input type="checkbox"/> ] 行っていない  |
| 提供先1                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる情報照会者  |
| ①法令上の根拠                      | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表   |
| ②提供先における用途                   | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる各事務(別紙1参照)   |
| ③提供する情報                      | 特定個人情報ファイルの範囲と同様  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 特定個人情報ファイルの範囲と同様  |
| ⑥提供方法                        | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                       | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼の都度  |

| 提供先2～5             |  |
|--------------------|--|
| 提供先2               | 国税庁長官、都道府県知事、市区町村長   |
| ①法令上の根拠            | 番号利用法第19条第10号  |
| ②提供先における用途         | 国税又は地方税に関する事務  |
| ③提供する情報            | 個人住民税の申告書等情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </div> </div>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者とその被扶養者等  |
| ⑥提供方法              | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子メール</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 紙</div> <div style="width: 100%;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルシステム(eLTAX) )</div> </div> |
| ⑦時期・頻度             | 随時   |
| 提供先3               | 国税庁長官、都道府県知事、市区町村長   |
| ①法令上の根拠            | 番号利用法第19条第15号  |
| ②提供先における用途         | 国税又は地方税に関する事務  |
| ③提供する情報            | 個人住民税の申告書等情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </div> </div>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 個人住民税の課税対象者とその被扶養者等  |
| ⑥提供方法              | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子メール</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;"><input checked="" type="checkbox"/> 紙</div> <div style="width: 100%;"><input type="checkbox"/> その他 ( )</div> </div>                    |
| ⑦時期・頻度             | 照会の都度  |





(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 課税対象者          |                 |
|----------------|-----------------|
| 1 相当年度         | 91 予備5発送CD      |
| 2 宛名番号         | 92 予備5発送状況CD    |
| 3 世帯番号         | 93 予備5発送年月日     |
| 4 電話番号1        | 94 予備5回答状況CD    |
| 5 電話番号2        | 95 予備5回答年月日     |
| 6 FAX番号        | 96 調査状況CD1      |
| 7 EMAIL        | 97 調査状況詳細1      |
| 8 居住区分         | 98 調査状況有効年度1    |
| 9 住民種別CD       | 99 調査状況CD2      |
| 10 生年月日        | 100 調査状況詳細2     |
| 11 性別CD        | 101 調査状況有効年度2   |
| 12 続柄CD        | 102 調査状況CD3     |
| 13 カナ氏名        | 103 調査状況詳細3     |
| 14 氏名          | 104 調査状況有効年度3   |
| 15 自治省CD       | 105 証明停止区分      |
| 16 全国大字CD      | 106 課税注意者区分     |
| 17 大字CD        | 107 溯及異動区分      |
| 18 番地CD        | 108 翌年度申告案内発送CD |
| 19 枝1CD        | 109 翌年度租税条約区分   |
| 20 枝2CD        | 110 翌年度対象外区分    |
| 21 枝3CD        | 111 生年月日訂正区分    |
| 22 枝4CD        | 112 処理制御区分1     |
| 23 方書CD        | 113 処理制御区分2     |
| 24 住所名1        | 114 処理制御区分3     |
| 25 住所名2        | 115 処理制御区分4     |
| 26 方書名         | 116 処理制御区分5     |
| 27 郵便番号        | 117 処理制御区分6     |
| 28 筆頭者         | 118 処理制御区分7     |
| 29 住なく年月日      | 119 処理制御区分8     |
| 30 市内市外区分      | 120 処理制御区分9     |
| 31 生活扶助認定年月日   | 121 処理制御区分10    |
| 32 生活扶助廃止年月日   | 122 サービス項目CD1   |
| 33 配偶者宛名番号     | 123 サービス項目CD2   |
| 34 扶養者宛名番号     | 124 サービス項目CD3   |
| 35 専従主宛名番号     | 125 住登地自治省CD    |
| 36 世帯外被扶養者区分   | 126 住登地全国大字CD   |
| 37 障害者区分       | 127 住登地大字CD     |
| 38 死離別区分       | 128 住登地番地CD     |
| 39 非課税区分       | 129 住登地枝1CD     |
| 40 均等割課税区分     | 130 住登地枝2CD     |
| 41 徴収希望区分      | 131 住登地枝3CD     |
| 42 申告案内書発送CD   | 132 住登地枝4CD     |
| 43 申告案内書発送状況CD | 133 住登地方書CD     |
| 44 申告案内書発送日付   | 134 住登地住所名1     |
| 45 扶照会本人発送CD   | 135 住登地住所名2     |
| 46 扶照会本人発送状況CD | 136 住登地方書名      |
| 47 扶照会本人発送日付   | 137 住登地郵便番号     |
| 48 扶照会本人回答状況CD | 138 住登地電話番号1    |
| 49 扶照会本人回答日付   | 139 住登地電話番号2    |
| 50 扶照会事業発送CD   | 140 住登地FAX番号    |
| 51 扶照会事業発送状況CD | 141 住登地EMAIL    |
| 52 扶照会事業発送日付   | 142 住登地資料番号     |
| 53 扶照会事業回答状況CD | 143 その他氏名CD1    |
| 54 扶照会事業回答日付   | 144 その他力ナ氏名1    |
| 55 遠扶養調査発送CD   | 145 その他氏名1      |
| 56 遠扶養調査発送状況CD | 146 その他生年月日1    |
| 57 遠扶養調査発送日付   | 147 その他指定番号1    |
| 58 遠扶養調査回答状況CD | 148 その他納税者番号1   |
| 59 遠扶養調査回答日付   | 149 その他資料番号1    |
| 60 未申告調査発送CD   | 150 その他氏名CD2    |
| 61 未申告調査発送状況CD | 151 その他力ナ氏名2    |
| 62 未申告調査発送日付   | 152 その他氏名2      |
| 63 未申告調査回答状況CD | 153 その他生年月日2    |
| 64 未申告調査回答日付   | 154 その他指定番号2    |
| 65 他市回送発送CD    | 155 その他納税者番号2   |
| 66 他市回送発送状況CD  | 156 その他資料番号2    |
| 67 他市回送発送年月日   | 157 その他氏名CD3    |
| 68 通知294発送CD   | 158 その他力ナ氏名3    |
| 69 通知294発送状況CD | 159 その他氏名3      |
| 70 通知294発送年月日  | 160 その他生年月日3    |
| 71 予備1発送CD     | 161 その他指定番号3    |
| 72 予備1発送状況CD   | 162 その他納税者番号3   |
| 73 予備1発送年月日    | 163 その他資料番号3    |
| 74 予備1回答状況CD   | 164 旧市区町村識別CD   |
| 75 予備1回答年月日    | 165 市区町村識別CD    |
| 76 予備2発送CD     | 166 処理年月日       |
| 77 予備2発送状況CD   | 167 処理時刻        |
| 78 予備2発送年月日    |                 |
| 79 予備2回答状況CD   |                 |
| 80 予備2回答年月日    |                 |
| 81 予備3発送CD     |                 |
| 82 予備3発送状況CD   |                 |
| 83 予備3発送年月日    |                 |
| 84 予備3回答状況CD   |                 |
| 85 予備3回答年月日    |                 |
| 86 予備4発送CD     |                 |
| 87 予備4発送状況CD   |                 |
| 88 予備4発送年月日    |                 |
| 89 予備4回答状況CD   |                 |
| 90 予備4回答年月日    |                 |

| 賦課基本        |                |
|-------------|----------------|
| 1 相当年度      | 13 均等割非課税事由    |
| 2 宛名番号      | 14 発付日         |
| 3 履歴番号      | 15 決定年月日       |
| 4 内特徴区分     | 16 強制課税区分      |
| 5 状態区分      | 17 減免区分        |
| 6 課税年度      | 18 減免通知年月日     |
| 7 居住区分      | 19 減免事由        |
| 8 生年月日      | 20 減免申請年月日     |
| 9 性別CD      | 21 被災年月日       |
| 10 徴収区分     | 22 被災状況CD      |
| 11 課税区分     | 23 受付開始年月日     |
| 12 所得割非課税事由 | 24 給報資料枚数      |
|             | 25 年金資料枚数      |
|             | 26 確申資料枚数      |
|             | 27 地申資料枚数      |
|             | 28 その他資料枚数     |
|             | 29 課税月         |
|             | 30 課税期         |
|             | 31 変更月         |
|             | 32 変更期         |
|             | 33 異動CD        |
|             | 34 異動事由        |
|             | 35 通知異動CD1     |
|             | 36 通知異動事由1     |
|             | 37 通知異動CD2     |
|             | 38 通知異動事由2     |
|             | 39 通知異動CD3     |
|             | 40 通知異動事由3     |
|             | 41 その他事由       |
|             | 42 異動年月日       |
|             | 43 特徴異動区分      |
|             | 44 特徴異動年月      |
|             | 45 徴収期         |
|             | 46 納入月         |
|             | 47 過年度区分       |
|             | 48 通知書番号       |
|             | 49 今年度異動区分     |
|             | 50 資料番号        |
|             | 51 資料番号枝番      |
|             | 52 資料区分        |
|             | 53 内部資料区分      |
|             | 54 指定番号        |
|             | 55 特徴個人番号      |
|             | 56 支払者番号       |
|             | 57 受給者番号       |
|             | 58 夫有区分        |
|             | 59 乙欄区分        |
|             | 60 死亡退職区分      |
|             | 61 災害者区分       |
|             | 62 外国人区分       |
|             | 63 就職区分        |
|             | 64 就職年月日       |
|             | 65 退職区分        |
|             | 66 退職年月日       |
|             | 67 年調済区分       |
|             | 68 前職区分        |
|             | 69 普徴区分        |
|             | 70 訂正分給報区分     |
|             | 71 非合算区分       |
|             | 72 強制均等割課税区分   |
|             | 73 租税条約区分      |
|             | 74 生活扶助区分      |
|             | 75 他市回送区分      |
|             | 76 配特適用区分      |
|             | 77 平均課税適用区分    |
|             | 78 減額申告区分      |
|             | 79 電話番号        |
|             | 80 青白区分        |
|             | 81 納税者番号       |
|             | 82 控配区分        |
|             | 83 特定扶養数       |
|             | 84 同居老人扶養数     |
|             | 85 老人扶養数       |
|             | 86 その他扶養数      |
|             | 87 扶養数予備       |
|             | 88 同居特障数       |
|             | 89 特別障害数       |
|             | 90 普通障害数       |
|             | 91 本人老年者区分     |
|             | 92 本人障害者区分     |
|             | 93 本人寡婦夫区分     |
|             | 94 本人勤労学生区分    |
|             | 95 本人未成年区分     |
|             | 96 本人老寡勤区分     |
|             | 97 専従青白区分      |
|             | 98 配專区分        |
|             | 99 他專人数        |
|             | 100 本人専従者区分    |
|             | 101 徴収方法区分     |
|             | 102 総合短期特控条文CD |
|             | 103 総合長期特控条文CD |

|                       |
|-----------------------|
| 104 分離短期一般条文CD        |
| 105 分離短期軽減条文CD        |
| 106 分離長期一般条文CD        |
| 107 分離長期特定条文CD        |
| 108 分離長期軽減条文CD        |
| 109 分離長期居住条文CD        |
| 110 申告種類青色            |
| 111 申告種類分離            |
| 112 申告種類損失            |
| 113 申告種類修正            |
| 114 申告種類特農            |
| 115 還付申告区分            |
| 116 合算済区分             |
| 117 合算主従判定CD          |
| 118 合算優先順位            |
| 119 合算資料区分            |
| 120 合算修正区分            |
| 121 合算エラー区分1          |
| 122 合算エラー区分2          |
| 123 合算エラー区分3          |
| 124 合算確認区分            |
| 125 合算予備1             |
| 126 年金特徴対象区分          |
| 127 主給報一連番号           |
| 128 主申告書一連番号          |
| 129 主資料一連番号           |
| 130 金額表使用区分           |
| 131 営業収入              |
| 132 営業等収入             |
| 133 農業収入              |
| 134 その他事業収入           |
| 135 不動産収入             |
| 136 利子収入              |
| 137 配当収入              |
| 138 給与収入              |
| 139 専従者給与収入           |
| 140 前職分給与収入           |
| 141 年金収入              |
| 142 その他雑収入            |
| 143 総合短期譲渡収入          |
| 144 総合長期譲渡収入          |
| 145 一時収入              |
| 146 従たる給与収入           |
| 147 租税条約給与収入          |
| 148 業務雑収入             |
| 149 分離短期一般収入          |
| 150 分離短期軽減収入          |
| 151 分離長期一般収入          |
| 152 分離長期特定収入          |
| 153 分離長期軽減収入          |
| 154 株式譲渡一般収入          |
| 155 未公開株式譲渡収入         |
| 156 一般株式等譲渡収入         |
| 157 株式譲渡公開収入          |
| 158 商品先物取引収入          |
| 159 先物取引収入            |
| 160 山林収入              |
| 161 退職収入              |
| 162 土地等収入             |
| 163 上場株式譲渡収入          |
| 164 上場株式等譲渡収入         |
| 165 源泉上場株式譲渡収入        |
| 166 分離長期居住収入          |
| 167 上場株式配当収入          |
| 168 上場株式配当等収入         |
| 169 上場株式等譲渡収入(所得税申告値) |
| 170 上場株式配当等収入(所得税申告値) |
| 171 現年退職給与収入          |
| 172 翌年退職給与収入          |
| 173 営業所得              |
| 174 営業等所得             |
| 175 農業所得              |
| 176 その他事業所得           |
| 177 不動産所得             |
| 178 利子所得              |
| 179 株式配当所得            |
| 180 株式配当所得(住民税入力値)    |
| 181 外貨証券配当所得          |
| 182 その他証券配当所得         |
| 183 少額配当所得            |
| 184 その他配当所得           |
| 185 配当所得計(所得税算出値)     |
| 186 給与所得(入力値)         |
| 187 給与所得・調整控除後(入力値)   |
| 188 給与所得(算出値)         |
| 189 給与所得・調整控除後(算出値)   |
| 190 年金所得(入力値)         |
| 191 年金所得(算出値)         |
| 192 その他雑所得(入力値)       |
| 193 その他雑所得(算出値)       |
| 194 雑所得計(入力値)         |

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 195 | 雑所得計（算出値）         |
| 196 | 総合短期譲渡所得（控除前）     |
| 197 | 総合短期譲渡特別控除額       |
| 198 | 総合短期譲渡所得（控除後）     |
| 199 | 総合長期譲渡所得（控除前）     |
| 200 | 総合長期譲渡特別控除額       |
| 201 | 総合長期譲渡所得（控除後）     |
| 202 | 一時所得（控除前）         |
| 203 | 一時所得特別控除額         |
| 204 | 一時所得（控除後）         |
| 205 | 譲渡一時所得計（入力値）      |
| 206 | 譲渡一時所得計（算出値）      |
| 207 | 所得合計（入力値）         |
| 208 | 所得合計（算出値）         |
| 209 | 特定支出控除            |
| 210 | 特定支出控除（算出値）       |
| 211 | 配当所得計（住民税算出値）     |
| 212 | 租税条約給与所得（算出値）     |
| 213 | 株式配当所得（所得税申告値）    |
| 214 | 給与所得控除後（算出値）      |
| 215 | 給与所得・調整控除前（算出値）   |
| 216 | 所得金額調整控除額1項（入力値）  |
| 217 | 所得金額調整控除額1項（算出値）  |
| 218 | 所得金額調整控除額2項（算出値）  |
| 219 | 業務雑所得（入力値）        |
| 220 | 業務雑所得（算出値）        |
| 221 | 特定支出の額            |
| 222 | 土地等事業             |
| 223 | 土地等雑              |
| 224 | 分離短期一般（控除前）       |
| 225 | 分離短期一般特別控除額       |
| 226 | 分離短期一般（控除後）       |
| 227 | 分離短期軽減（控除前）       |
| 228 | 分離短期軽減特別控除額       |
| 229 | 分離短期軽減（控除後）       |
| 230 | 分離長期一般（控除前）       |
| 231 | 分離長期一般特別控除額       |
| 232 | 分離長期一般（控除後）       |
| 233 | 分離長期特定（控除前）       |
| 234 | 分離長期特定特別控除額       |
| 235 | 分離長期特定（控除後）       |
| 236 | 分離長期軽減（控除前）       |
| 237 | 分離長期軽減特別控除額       |
| 238 | 分離長期軽減（控除後）       |
| 239 | 株式譲渡一般分           |
| 240 | 未公開株式譲渡           |
| 241 | 一般株式等譲渡           |
| 242 | 株式譲渡公開分           |
| 243 | 株式譲渡所得計（入力値）      |
| 244 | 株式等譲渡所得計（入力値）     |
| 245 | 商品先物取引所得          |
| 246 | 先物取引所得            |
| 247 | 山林所得（控除前）         |
| 248 | 山林所得特別控除          |
| 249 | 山林所得特別特別控除        |
| 250 | 山林所得（控除後）         |
| 251 | 退職所得控除額           |
| 252 | 退職所得（所得税）         |
| 253 | 退職所得（住民税）         |
| 254 | 上場株式譲渡            |
| 255 | 上場株式等譲渡           |
| 256 | 源泉上場株式譲渡          |
| 257 | 分離長期居住（控除前）       |
| 258 | 分離長期居住特別控除額       |
| 259 | 分離長期居住（控除後）       |
| 260 | 上場株式配当            |
| 261 | 上場株式配当等           |
| 262 | 上場株式等譲渡所得（所得税申告値） |
| 263 | 上場株式配当等所得（所得税申告値） |
| 264 | 特例肉用牛売却価額         |
| 265 | 特例肉用牛所得           |
| 266 | 免税所得              |
| 267 | 非課税所得             |
| 268 | 変動所得（現年）          |
| 269 | 変動所得（前年）          |
| 270 | 変動所得（前々年）         |
| 271 | 臨時所得              |
| 272 | 平均課税対象額（入力値）      |
| 273 | 平均課税対象額（算出値）      |
| 274 | 総所得金額等            |
| 275 | 合計所得金額            |
| 276 | 総合譲渡控除使用可能額       |
| 277 | 株式譲渡所得計（算出値）      |
| 278 | 株式等譲渡所得計（算出値）     |
| 279 | 所得合計（住民税算出値）      |
| 280 | 株式外合計所得金額（住民税）    |
| 281 | 特例適用配当等所得         |
| 282 | 特例適用利子等所得         |
| 283 | 条約適用配当等所得         |
| 284 | 条約適用利子等所得         |
| 285 | 年金以外合計所得金額（入力値）   |

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 286 | 年金以外合計所得金額（算出後入力値）  |
| 287 | 総合純損繰越控除            |
| 288 | 土地等純損繰越控除           |
| 289 | 分離短期一般純損繰越控除        |
| 290 | 分離短期軽減純損繰越控除        |
| 291 | 分離長期一般純損繰越控除        |
| 292 | 分離長期特定純損繰越控除        |
| 293 | 分離長期軽減純損繰越控除        |
| 294 | 特定居住用財産純損繰越控除       |
| 295 | 山林純損繰越控除            |
| 296 | 純損繰越控除計（入力値）        |
| 297 | 純損繰越控除計（算出値）        |
| 298 | 雑損繰越控除              |
| 299 | 本年度繰越損失額            |
| 300 | 株式譲渡繰越損失            |
| 301 | 株式等譲渡繰越控除           |
| 302 | 先物繰越損失              |
| 303 | 上場株式配当繰越控除          |
| 304 | 上場株式配当等繰越控除         |
| 305 | 総合所得（損益通算後）         |
| 306 | 土地等事業・雑所得（損益通算後）    |
| 307 | 分離短期一般所得（損益通算後）     |
| 308 | 分離短期軽減所得（損益通算後）     |
| 309 | 分離長期一般所得（損益通算後）     |
| 310 | 分離長期特定所得（損益通算後）     |
| 311 | 分離長期軽減所得（損益通算後）     |
| 312 | 株式譲渡所得（損益通算後）       |
| 313 | 未公開株式譲渡所得（損益通算後）    |
| 314 | 一般株式等譲渡所得（損益通算後）    |
| 315 | 商品先物取引所得（損益通算後）     |
| 316 | 先物取引所得（損益通算後）       |
| 317 | 山林所得（損益通算後）         |
| 318 | 退職所得（損益通算後）         |
| 319 | 特例肉用牛所得（損益通算後）      |
| 320 | 免税所得（損益通算後）         |
| 321 | 上場株式譲渡所得（損益通算後）     |
| 322 | 上場株式等譲渡所得（損益通算後）    |
| 323 | 分離長期居住所得（損益通算後）     |
| 324 | 上場株式配当所得（損益通算後）     |
| 325 | 上場株式配当等所得（損益通算後）    |
| 326 | 総合所得（繰越控除後）         |
| 327 | 土地等事業・雑所得（繰越控除後）    |
| 328 | 分離短期一般所得（繰越控除後）     |
| 329 | 分離短期軽減所得（繰越控除後）     |
| 330 | 分離長期一般所得（繰越控除後）     |
| 331 | 分離長期特定所得（繰越控除後）     |
| 332 | 分離長期軽減所得（繰越控除後）     |
| 333 | 株式譲渡所得（繰越控除後）       |
| 334 | 未公開株式譲渡所得（繰越控除後）    |
| 335 | 一般株式等譲渡所得（繰越控除後）    |
| 336 | 商品先物取引所得（繰越控除後）     |
| 337 | 先物取引所得（繰越控除後）       |
| 338 | 山林所得（繰越控除後）         |
| 339 | 退職所得（繰越控除後）         |
| 340 | 特例肉用牛所得（繰越控除後）      |
| 341 | 免税所得（繰越控除後）         |
| 342 | 上場株式譲渡所得（繰越控除後）     |
| 343 | 上場株式等譲渡所得（繰越控除後）    |
| 344 | 上場株式配当所得（繰越控除後）     |
| 345 | 上場株式配当等所得（繰越控除後）    |
| 346 | 年金特徴対象所得加算額         |
| 347 | 全体分合計所得金額（住民税）      |
| 348 | 全体分合計所得金額（所得税）      |
| 349 | 雑損控除（所得税）           |
| 350 | 医療費控除（所得税）          |
| 351 | 社会保険料控除（所得税）        |
| 352 | 小規模共済控除（所得税）        |
| 353 | 生命保険料控除（所得税入力値）     |
| 354 | 生命保険料控除（所得税算出値）     |
| 355 | 生命保険料支払額            |
| 356 | 旧生命保険料支払額           |
| 357 | 個人年金支払額             |
| 358 | 旧個人年金支払額            |
| 359 | 損害保険料控除（所得税入力値）     |
| 360 | 地震保険料控除（所得税入力値）     |
| 361 | 損害保険料控除（所得税算出値）     |
| 362 | 地震保険料長期支払額          |
| 363 | 損害保険料長期支払額          |
| 364 | 旧損害保険料長期支払額         |
| 365 | 損害保険料短期支払額          |
| 366 | 地震保険料支払額            |
| 367 | 寄附金控除（所得税）          |
| 368 | 寄附金控除共同募金・日赤（住民税）   |
| 369 | 寄附金控除共同募金・日赤・特例外    |
| 370 | 老年人・寡婦・寡夫控除（所得税入力値） |
| 371 | 寡婦・ひとり親控除（所得税入力値）   |
| 372 | 老年人・寡婦・寡夫控除（所得税算出値） |
| 373 | 寡婦・ひとり親控除（所得税算出値）   |
| 374 | 老年人控除（所得税入力値）       |
| 375 | 老年人控除（所得税算出値）       |
| 376 | 寡婦控除（所得税入力値）        |

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 377 | 寡婦控除（所得税算出値）       |
| 378 | 寡夫控除（所得税入力値）       |
| 379 | 寡夫控除（所得税算出値）       |
| 380 | 勤労学生・障害者控除（所得税入力値） |
| 381 | 勤労学生・障害者控除（所得税算出値） |
| 382 | 障害者控除（所得税入力値）      |
| 383 | 障害者控除（所得税算出値）      |
| 384 | 勤労学生控除（所得税入力値）     |
| 385 | 勤労学生控除（所得税算出値）     |
| 386 | 配偶者控除（所得税入力値）      |
| 387 | 配偶者控除（所得税算出値）      |
| 388 | 配偶者特別控除（所得税入力値）    |
| 389 | 配偶者特別控除（所得税算出値）    |
| 390 | 配偶者合計所得            |
| 391 | 扶養控除（所得税入力値）       |
| 392 | 扶養控除（所得税算出値）       |
| 393 | 基礎控除（所得税入力値）       |
| 394 | 基礎控除（所得税算出値）       |
| 395 | 所得控除合計（所得税入力値）     |
| 396 | 所得控除合計（所得税算出値）     |
| 397 | 人の控除額合計（所得税算出値）    |
| 398 | 寄附金支払（市条例指定分）      |
| 399 | 寄附金支払（県条例指定分）      |
| 400 | 寄附金支払（地方公共団体）      |
| 401 | 寄附金支払（震災関連寄附金）     |
| 402 | 新生命保険料支払額          |
| 403 | 新個人年金支払額           |
| 404 | 介護医療保険料支払額         |
| 405 | 寄附金支払（申告特例）        |
| 406 | 特別医療費控除（所得税）       |
| 407 | 医療費控除支払医療費等        |
| 408 | 医療費控除保険金等補填額       |
| 409 | ひとり親控除（所得税入力値）     |
| 410 | ひとり親控除（所得税算出値）     |
| 411 | 雑損控除（住民税）          |
| 412 | 医療費控除（住民税）         |
| 413 | 社会保険料控除（住民税）       |
| 414 | 小規模共済控除（住民税）       |
| 415 | 生命保険料控除（住民税）       |
| 416 | 損害保険料控除（住民税）       |
| 417 | 地震保険料控除（住民税）       |
| 418 | 寄附金控除（住民税）         |
| 419 | 本人障害者控除（住民税）       |
| 420 | 老年人控除（住民税）         |
| 421 | 寡婦夫控除（住民税）         |
| 422 | 寡婦控除（住民税）          |
| 423 | 寡婦特別控除（住民税）        |
| 424 | 勤労学生控除（住民税）        |
| 425 | 配偶者控除（住民税）         |
| 426 | 配偶者特別控除（住民税）       |
| 427 | 同居老人扶養控除（住民税）      |
| 428 | 老人扶養控除（住民税）        |
| 429 | 特定扶養控除（住民税）        |
| 430 | その他扶養控除（住民税）       |
| 431 | 年少扶養控除（住民税）        |
| 432 | 同居障害控除（住民税）        |
| 433 | 特別障害控除（住民税）        |
| 434 | 普通障害控除（住民税）        |
| 435 | 基礎控除（住民税）          |
| 436 | 所得控除合計（住民税）        |
| 437 | 専従者控除額（入力値）        |
| 438 | 専従者控除額（算出値）        |
| 439 | 特別医療費控除（住民税）       |
| 440 | ひとり親控除（住民税）        |
| 441 | 現年社保支払額            |
| 442 | 翌年社保支払額            |
| 443 | 源泉徴収票所得控除計         |
| 444 | 算出源泉徴収票所得控除計       |
| 445 | 青色申告特別控除額          |
| 446 | 人の控除額合計（住民税）       |
| 447 | 調整控除用人的控除合計額差額     |
| 448 | 前職分社会保険料控除         |
| 449 | 総合課税（入力値）          |
| 450 | 総合課税（算出値）          |
| 451 | 土地等課税（入力値）         |
| 452 | 土地等課税（算出値）         |
| 453 | 分離短期一般課税（所得税入力値）   |
| 454 | 分離短期一般課税（所得税算出値）   |
| 455 | 分離短期軽減課税（所得税入力値）   |
| 456 | 分離短期軽減課税（所得税算出値）   |
| 457 | 分離長期一般課税（所得税入力値）   |
| 458 | 分離長期一般課税（所得税算出値）   |
| 459 | 分離長期特定課税（所得税入力値）   |
| 460 | 分離長期特定課税（所得税算出値）   |
| 461 | 分離長期軽減課税（所得税入力値）   |
| 462 | 分離長期軽減課税（所得税算出値）   |
| 463 | 株式課税（所得税入力値）       |
| 464 | 未公開株式課税（所得税入力値）    |
| 465 | 株式等譲渡課税（所得税入力値）    |
| 466 | 株式課税（所得税算出値）       |
| 467 | 未公開株式課税（所得税算出値）    |

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 468 | 一般株式等譲渡課税(所得税算出値) |
| 469 | 商品先物取引課税(所得税入力値)  |
| 470 | 先物取引課税(所得税入力値)    |
| 471 | 商品先物取引課税(所得税算出値)  |
| 472 | 先物取引課税(所得税算出値)    |
| 473 | 山林課税(所得税入力値)      |
| 474 | 山林課税(所得税算出値)      |
| 475 | 退職課税(所得税入力値)      |
| 476 | 退職課税(所得税算出値)      |
| 477 | 特例肉用牛課税(所得税入力値)   |
| 478 | 特例肉用牛課税(所得税算出値)   |
| 479 | 上場株式課税(所得税入力値)    |
| 480 | 上場株式課税(所得税算出値)    |
| 481 | 上場株式等譲渡課税(所得税算出値) |
| 482 | 上場株式配当課税(所得税入力値)  |
| 483 | 上場株式配当等課税(所得税入力値) |
| 484 | 上場株式配当課税(所得税算出値)  |
| 485 | 上場株式配当等課税(所得税算出値) |
| 486 | 総合課税              |
| 487 | 土地等課税             |
| 488 | 分離短期一般課税          |
| 489 | 分離短期軽減課税          |
| 490 | 分離長期一般課税          |
| 491 | 分離長期特定課税          |
| 492 | 分離長期軽減課税          |
| 493 | 株式課税              |
| 494 | 未公開株式課税           |
| 495 | 一般株式等譲渡課税         |
| 496 | 商品先物取引課税          |
| 497 | 先物取引課税            |
| 498 | 山林課税              |
| 499 | 退職課税              |
| 500 | 特例肉用牛課税           |
| 501 | 上場株式課税            |
| 502 | 上場株式等譲渡課税         |
| 503 | 上場株式配当課税          |
| 504 | 上場株式配当等課税         |
| 505 | 総合所得税(入力値)        |
| 506 | 総合所得税(算出値)        |
| 507 | 土地等所得税(入力値)       |
| 508 | 土地等所得税(算出値)       |
| 509 | 分離短期所得税(入力値)      |
| 510 | 分離短期所得税(算出値)      |
| 511 | 分離長期所得税(入力値)      |
| 512 | 分離長期所得税(算出値)      |
| 513 | 株式所得税(入力値)        |
| 514 | 株式等譲渡所得税(入力値)     |
| 515 | 株式所得税(算出値)        |
| 516 | 未公開株式所得税(算出値)     |
| 517 | 一般株式等譲渡所得税(算出値)   |
| 518 | 商品先物取引所得税(入力値)    |
| 519 | 先物取引所得税(入力値)      |
| 520 | 商品先物取引所得税(算出値)    |
| 521 | 先物取引所得税(算出値)      |
| 522 | 山林所得税(入力値)        |
| 523 | 山林所得税(算出値)        |
| 524 | 退職所得税(入力値)        |
| 525 | 退職所得税(算出値)        |
| 526 | 配当控除(入力値)         |
| 527 | 配当控除(算出値)         |
| 528 | 投資・リース控除          |
| 529 | 住宅取得等控除           |
| 530 | 住宅借入金等特別控除        |
| 531 | 政党等寄附金特別控除        |
| 532 | 差引所得税額            |
| 533 | 災害減免額             |
| 534 | 外国税額控除(所得税)       |
| 535 | その他税額控除           |
| 536 | 所得税額(入力値)         |
| 537 | 基準所得税額(入力値)       |
| 538 | 所得税額(算出値)         |
| 539 | 基準所得税額(算出値)       |
| 540 | 源泉徴収税額(入力値)       |
| 541 | 申告納税額             |
| 542 | 予定納税額             |
| 543 | 納める税金             |
| 544 | 還付される税金           |
| 545 | 外国所得税等            |
| 546 | 外国税額控除限度          |
| 547 | 雑一時所得源泉徴収税額合計     |
| 548 | 未納付源泉徴収税額         |
| 549 | 特例肉用牛所得税(入力値)     |
| 550 | 特例肉用牛所得税(算出値)     |
| 551 | 定率減税額(所得税入力値)     |
| 552 | 定率減税額(所得税算出値)     |
| 553 | 源泉徴収税額(算出値)       |
| 554 | 上場株式譲渡所得税(入力値)    |
| 555 | 上場株式譲渡所得税(算出値)    |
| 556 | 上場株式等譲渡所得税(算出値)   |
| 557 | 配当割額              |
| 558 | 譲渡所得割             |

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 559 | 市均等割軽減額               |
| 560 | 耐震改修特別控除              |
| 561 | 耐震改修等特別控除             |
| 562 | 住宅借入金等特別控除            |
| 563 | バリアフリー特例控除            |
| 564 | 電子申告特別控除              |
| 565 | 住宅借入金等税額控除見込額(第5条の4)  |
| 566 | 市住宅借入金等税額控除見込額(第5条の4) |
| 567 | 県住宅借入金等税額控除見込額(第5条の4) |
| 568 | 上場株式配当所得税(入力値)        |
| 569 | 上場株式配当等所得税(入力値)       |
| 570 | 上場株式配当所得税(算出値)        |
| 571 | 上場株式配当等所得税(算出値)       |
| 572 | 住宅借入金等特別控除可能額         |
| 573 | 住宅借入金控除見込額(第5条の4の2)   |
| 574 | 税額控除前所得税額(入力値)        |
| 575 | 認定NPO法人等寄附金税額控除       |
| 576 | 復興特別所得税(入力値)          |
| 577 | 復興特別所得税(算出値)          |
| 578 | 合計所得税額(入力値)           |
| 579 | 合計所得税額(算出値)           |
| 580 | 新住宅借入金控除見込額(限度額7%適用分) |
| 581 | 前職分源泉徴収税額             |
| 582 | 市総合                   |
| 583 | 市分離土地                 |
| 584 | 市分離短期一般               |
| 585 | 市分離短期軽減               |
| 586 | 市分離長期一般               |
| 587 | 市分離長期特定               |
| 588 | 市分離長期軽減               |
| 589 | 市株式                   |
| 590 | 市未公開株式                |
| 591 | 市一般株式等譲渡              |
| 592 | 市商品先物取引               |
| 593 | 市先物取引                 |
| 594 | 市山林                   |
| 595 | 市退職                   |
| 596 | 市肉用牛                  |
| 597 | 市所得割合計                |
| 598 | 市配当控除                 |
| 599 | 市証券配当控除               |
| 600 | 市外貨配当控除               |
| 601 | 市個人外国税額               |
| 602 | 市法人外国税額               |
| 603 | 市所得割調整額               |
| 604 | 市減税前所得割               |
| 605 | 市定率減税額                |
| 606 | 市所得割減免額               |
| 607 | 市減免後所得割               |
| 608 | 市減免前均等割               |
| 609 | 市均等割減免額               |
| 610 | 市減免後均等割               |
| 611 | 市既課税差引所得割             |
| 612 | 市既課税差引均等割             |
| 613 | 市減免前所得割               |
| 614 | 市上場株式譲渡               |
| 615 | 市上場株式等譲渡              |
| 616 | 市配当割額                 |
| 617 | 市譲渡割額                 |
| 618 | 市配当・譲渡割合計             |
| 619 | 市配当所得割控除額             |
| 620 | 市譲渡所得割控除額             |
| 621 | 市所得割控除額合計             |
| 622 | 市老年者特例控除額             |
| 623 | 市控除不足額                |
| 624 | 市住宅借入金等税額控除額          |
| 625 | 市人的控除軽減額              |
| 626 | 市所得変動控除額              |
| 627 | 市旧税率総合                |
| 628 | 市寄附金基本控除額             |
| 629 | 市寄附金特例控除額             |
| 630 | 市寄附金税額控除額             |
| 631 | 市上場株式配当               |
| 632 | 市上場株式配当等              |
| 633 | 市寄附申告特例控除額            |
| 634 | 県総合                   |
| 635 | 県分離土地                 |
| 636 | 県分離短期一般               |
| 637 | 県分離短期軽減               |
| 638 | 県分離長期一般               |
| 639 | 県分離長期特定               |
| 640 | 県分離長期軽減               |
| 641 | 県株式                   |
| 642 | 県未公開株式                |
| 643 | 県一般株式等譲渡              |
| 644 | 県商品先物取引               |
| 645 | 県先物取引                 |
| 646 | 県山林                   |
| 647 | 県退職                   |
| 648 | 県肉用牛                  |
| 649 | 県所得割合計                |

|     |               |
|-----|---------------|
| 650 | 県配当控除         |
| 651 | 県証券配当控除       |
| 652 | 県外貨配当控除       |
| 653 | 県個人外国税額       |
| 654 | 県法人外国税額       |
| 655 | 県所得割調整額       |
| 656 | 県減税前所得割       |
| 657 | 県定率減税額        |
| 658 | 県所得割減免額       |
| 659 | 県減免後所得割       |
| 660 | 県減免前均等割       |
| 661 | 県均等割減免額       |
| 662 | 県減免後均等割       |
| 663 | 県既課税差引所得割     |
| 664 | 県既課税差引均等割     |
| 665 | 県減免前所得割       |
| 666 | 県上場株式譲渡       |
| 667 | 県上場株式等譲渡      |
| 668 | 県配当割額         |
| 669 | 県譲渡割額         |
| 670 | 県配当・譲渡割合計     |
| 671 | 県配当所得割控除額     |
| 672 | 県譲渡所得割控除額     |
| 673 | 県所得割控除額合計     |
| 674 | 県老年者特例控除額     |
| 675 | 県控除不足額        |
| 676 | 県住宅借入金等税額控除額  |
| 677 | 県人的控除軽減額      |
| 678 | 県所得変動控除額      |
| 679 | 県旧税率総合        |
| 680 | 県寄附金基本控除額     |
| 681 | 県寄附金特例控除額     |
| 682 | 県寄附金税額控除額     |
| 683 | 県上場株式配当       |
| 684 | 県上場株式配当等      |
| 685 | 県寄附申告特例控除額    |
| 686 | 所得割合計         |
| 687 | 均等割合計         |
| 688 | 年税額           |
| 689 | 特徴税額          |
| 690 | 特徴市所得割額       |
| 691 | 特徴県所得割額       |
| 692 | 特徴市均等割額       |
| 693 | 特徴県均等割額       |
| 694 | 普徴税額          |
| 695 | 普徴市所得割額       |
| 696 | 普徴県所得割額       |
| 697 | 普徴市均等割額       |
| 698 | 普徴県均等割額       |
| 699 | 既課税額          |
| 700 | 市所得割既課税額      |
| 701 | 県所得割既課税額      |
| 702 | 市均等割既課税額      |
| 703 | 県均等割既課税額      |
| 704 | 減免額           |
| 705 | 配当控除(住民税)     |
| 706 | 市外国税額控除最大値    |
| 707 | 県外国税額控除最大値    |
| 708 | 所得割控除額合計      |
| 709 | 配当還付額         |
| 710 | 譲渡還付額         |
| 711 | 還付額合計         |
| 712 | 配当所得割控除額      |
| 713 | 譲渡所得割控除額      |
| 714 | 充当額合計         |
| 715 | 既充当権徴収額       |
| 716 | 年金以外分普徴税額     |
| 717 | 年金以外分普徴市所得割額  |
| 718 | 年金以外分普徴県所得割額  |
| 719 | 年金以外分普徴市均等割額  |
| 720 | 年金以外分普徴県均等割額  |
| 721 | 年金対象税額        |
| 722 | 年金対象市所得割額     |
| 723 | 年金対象県所得割額     |
| 724 | 年金対象市均等割額     |
| 725 | 年金対象県均等割額     |
| 726 | 年金分普徴税額       |
| 727 | 年金特徴税額        |
| 728 | 年金特徴市所得割額     |
| 729 | 年金特徴県所得割額     |
| 730 | 年金特徴市均等割額     |
| 731 | 年金特徴県均等割額     |
| 732 | 年金分普徴内訳1期     |
| 733 | 年金分普徴内訳2期     |
| 734 | 免除前森林環境税額     |
| 735 | 森林環境税免除額      |
| 736 | 免除後森林環境税額     |
| 737 | 特徴森林環境税額      |
| 738 | 普徴森林環境税額      |
| 739 | 年金以外分普徴森林環境税額 |
| 740 | 年金対象森林環境税額    |

|     |               |
|-----|---------------|
| 741 | 年金特徴森林環境税額    |
| 742 | 既課税森林環境税額     |
| 743 | その他の所得        |
| 744 | 一市均等割軽減額      |
| 745 | 一市総合          |
| 746 | 一市分離短期一般      |
| 747 | 一市分離短期軽減      |
| 748 | 一市分離長期一般      |
| 749 | 一市分離長期特定      |
| 750 | 一市分離長期軽減      |
| 751 | 一市株式          |
| 752 | 一市未公開株式       |
| 753 | 一市一般株式等譲渡     |
| 754 | 一市商品先物取引      |
| 755 | 一市先物取引        |
| 756 | 一市肉用牛         |
| 757 | 一市所得割合計       |
| 758 | 一市配当控除        |
| 759 | 一市証券配当控除      |
| 760 | 一市外貨配当控除      |
| 761 | 一市個人外国税額      |
| 762 | 一市所得割調整額      |
| 763 | 一市減税前所得割      |
| 764 | 一市定率減税額       |
| 765 | 一市所得割減免額      |
| 766 | 一市減免後所得割      |
| 767 | 一市減免前均等割      |
| 768 | 一市均等割減免額      |
| 769 | 一市減免後均等割      |
| 770 | 一市減免前所得割      |
| 771 | 一市上場株式譲渡      |
| 772 | 一市上場株式等譲渡     |
| 773 | 一市配当割額        |
| 774 | 一市譲渡割額        |
| 775 | 一市配当所得割控除額    |
| 776 | 一市譲渡所得割控除額    |
| 777 | 一市所得割控除額合計    |
| 778 | 一市控除不足額       |
| 779 | 一市住宅借入金等税額控除額 |
| 780 | 一市人的控除軽減額     |
| 781 | 一市寄附金基本控除額    |
| 782 | 一市寄附金特例控除額    |
| 783 | 一市寄附金税額控除額    |
| 784 | 一市上場株式配当      |
| 785 | 一市上場株式配当等     |
| 786 | 一市寄附申告特例控除額   |
| 787 | 一県総合          |
| 788 | 一県分離短期一般      |
| 789 | 一県分離短期軽減      |
| 790 | 一県分離長期一般      |
| 791 | 一県分離長期特定      |
| 792 | 一県分離長期軽減      |
| 793 | 一県株式          |
| 794 | 一県未公開株式       |
| 795 | 一県一般株式等譲渡     |
| 796 | 一県商品先物取引      |
| 797 | 一県先物取引        |
| 798 | 一県肉用牛         |
| 799 | 一県所得割合計       |
| 800 | 一県配当控除        |
| 801 | 一県証券配当控除      |
| 802 | 一県外貨配当控除      |
| 803 | 一県個人外国税額      |
| 804 | 一県所得割調整額      |
| 805 | 一県減税前所得割      |
| 806 | 一県定率減税額       |
| 807 | 一県所得割減免額      |
| 808 | 一県減免後所得割      |
| 809 | 一県減免前均等割      |
| 810 | 一県均等割減免額      |
| 811 | 一県減免後均等割      |
| 812 | 一県減免前所得割      |
| 813 | 一県上場株式譲渡      |
| 814 | 一県上場株式等譲渡     |
| 815 | 一県配当割額        |
| 816 | 一県譲渡割額        |
| 817 | 一県配当所得割控除額    |
| 818 | 一県譲渡所得割控除額    |
| 819 | 一県所得割控除額合計    |
| 820 | 一県控除不足額       |
| 821 | 一県住宅借入金等税額控除額 |
| 822 | 一県人的控除軽減額     |
| 823 | 一県寄附金基本控除額    |
| 824 | 一県寄附金特例控除額    |
| 825 | 一県寄附金税額控除額    |
| 826 | 一県上場株式配当      |
| 827 | 一県上場株式配当等     |
| 828 | 一県寄附申告特例控除額   |
| 829 | 一所得割合計        |
| 830 | 一均等割合計        |
| 831 | 一年税額          |

|     |               |
|-----|---------------|
| 832 | 一減免額          |
| 833 | 一配当控除（住民税）    |
| 834 | 一市外国税額控除最大値   |
| 835 | 一県外国税額控除最大値   |
| 836 | 一所得割控除額合計     |
| 837 | 二市均等割軽減額      |
| 838 | 二市総合          |
| 839 | 二市分離短期一般      |
| 840 | 二市分離短期軽減      |
| 841 | 二市分離長期一般      |
| 842 | 二市分離長期特定      |
| 843 | 二市分離長期軽減      |
| 844 | 二市株式          |
| 845 | 二市未公開株式       |
| 846 | 二市一般株式等譲渡     |
| 847 | 二市商品先物取引      |
| 848 | 二市先物取引        |
| 849 | 二市肉用牛         |
| 850 | 二市所得割合計       |
| 851 | 二市配当控除        |
| 852 | 二市証券配当控除      |
| 853 | 二市外貨配当控除      |
| 854 | 二市個人外国税額      |
| 855 | 二市所得割調整額      |
| 856 | 二市減税前所得割      |
| 857 | 二市定率減税額       |
| 858 | 二市所得割減免額      |
| 859 | 二市減免後所得割      |
| 860 | 二市減免前均等割      |
| 861 | 二市均等割減免額      |
| 862 | 二市減免後均等割      |
| 863 | 二市減免前所得割      |
| 864 | 二市上場株式譲渡      |
| 865 | 二市上場株式等譲渡     |
| 866 | 二市配当割額        |
| 867 | 二市譲渡割額        |
| 868 | 二市配当所得割控除額    |
| 869 | 二市譲渡所得割控除額    |
| 870 | 二市所得割控除額合計    |
| 871 | 二市控除不足額       |
| 872 | 二市住宅借入金等税額控除額 |
| 873 | 二市人的控除軽減額     |
| 874 | 二市寄附金基本控除額    |
| 875 | 二市寄附金特例控除額    |
| 876 | 二市寄附金税額控除額    |
| 877 | 二市上場株式配当      |
| 878 | 二市上場株式配当等     |
| 879 | 二市寄附申告特例控除額   |
| 880 | 二県総合          |
| 881 | 二県分離短期一般      |
| 882 | 二県分離短期軽減      |
| 883 | 二県分離長期一般      |
| 884 | 二県分離長期特定      |
| 885 | 二県分離長期軽減      |
| 886 | 二県株式          |
| 887 | 二県未公開株式       |
| 888 | 二県一般株式等譲渡     |
| 889 | 二県商品先物取引      |
| 890 | 二県先物取引        |
| 891 | 二県肉用牛         |
| 892 | 二県所得割合計       |
| 893 | 二県配当控除        |
| 894 | 二県証券配当控除      |
| 895 | 二県外貨配当控除      |
| 896 | 二県個人外国税額      |
| 897 | 二県所得割調整額      |
| 898 | 二県減税前所得割      |
| 899 | 二県定率減税額       |
| 900 | 二県所得割減免額      |
| 901 | 二県減免後所得割      |
| 902 | 二県減免前均等割      |
| 903 | 二県均等割減免額      |
| 904 | 二県減免後均等割      |
| 905 | 二県減免前所得割      |
| 906 | 二県上場株式譲渡      |
| 907 | 二県上場株式等譲渡     |
| 908 | 二県配当割額        |
| 909 | 二県譲渡割額        |
| 910 | 二県配当所得割控除額    |
| 911 | 二県譲渡所得割控除額    |
| 912 | 二県所得割控除額合計    |
| 913 | 二県控除不足額       |
| 914 | 二県住宅借入金等税額控除額 |
| 915 | 二県人的控除軽減額     |
| 916 | 二県寄附金基本控除額    |
| 917 | 二県寄附金特例控除額    |
| 918 | 二県寄附金税額控除額    |
| 919 | 二県上場株式配当      |
| 920 | 二県上場株式配当等     |
| 921 | 二県寄附申告特例控除額   |
| 922 | 二所得割合計        |

|     |             |
|-----|-------------|
| 923 | 二均等割合計      |
| 924 | 二年税額        |
| 925 | 二減免額        |
| 926 | 二配当控除（住民税）  |
| 927 | 二市外国税額控除最大値 |
| 928 | 二県外国税額控除最大値 |
| 929 | 二所得割控除額合計   |
| 930 | 旧市区町村識別CD   |
| 931 | 市区町村識別CD    |
| 932 | 処理年月日       |
| 933 | 処理時刻        |

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名                         |  |
|--|--|
| 個人市民税システム                              |  |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） |  |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク                   |  |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容               | <p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、事前に個人市民税システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。</p> <p>3. 個人番号カード、又は通知カード(※1)と身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>(※1)デジタル手続法の令和2年5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 審査システムでは、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。</p> <p>2. 国税連携システムでは、地方税ポータルセンタを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。</p> <p>また、他市区町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市町村に回送する。</p> |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容            | <p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、個人市民税システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</p> <p>3. 必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 審査システムは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>2. 国税連携システムは、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>  |
| その他の措置の内容                              | —  |
| リスクへの対策は十分か                            | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク                |  |
| リスクに対する措置の内容                           | <p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、安全を担保している。</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステムは生体認証による認証を行っているため、住民基本台帳ネットワークシステムで確認した情報を個人市民税システムに登録できる職員等は限定されている。</p> <p>3. 端末にアクセスするためのID、パスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。</p> <p>4. アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. eLTAXホームページ等で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。なお、地方税ポータルセンタからLGWANを介し、審査サーバーでデータを入手する。</p> <p>2. 国税連携データ受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御している。</p>   |
| リスクへの対策は十分か                            | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |

| リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク |  |
|--------------------------------|--|
| 入手の際の本人確認の措置の内容                | <p>1. 住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、(※1)身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行う。</p> <p>2. 住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本4情報等の確認を行う。(※1)デジタル手続法の令和2年5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下、「番号利用法施行規則」という。)第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。</p> <p>2. 特定個人情報の入手元が番号利用法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大分市が当該入手元から入手する際は番号利用法第16条が適用されない。</p> |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容               | <p>1. 住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード(※1)、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、統合宛名システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。</p> <p>2. 他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて大分市の課税対象者と合致するかを確認する。</p> <p>(※1)デジタル手続法の令和2年5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 番号利用法施行規則第3条第2号イの規定に基づき、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報の提供を受けるなどの方法により行う。</p> <p>2. 特定個人情報の入手元が番号利用法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大分市が当該入手元から入手する際は番号利用法第16条が適用されない。</p>  |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容             | <p>1. 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保する。</p> <p>2. 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保する。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 地方税法に基づいて大分市に提出する申告書、法定調書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。</p> <p>2. 納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</p> <p>3. 国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。</p>   |
| その他の措置の内容                      | —  |
| リスクへの対策は十分か                    | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |

| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク                               |   |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容  | <p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバ室内の端末からの通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステムで確認した住基情報を個人市民税システムに登録する際には、住民基本台帳ネットワークシステムでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、個人市民税システムへの反映完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。</p> <p>3. 事業所等から入手した課税情報については、個人市民税システムへ登録し、すぐに鍵付きのキャビネットや倉庫へ保管することで紛失・漏えいを防止している。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 特定個人情報の入手元である利用者からの入手は、利用者から地方税ポータルセンタまではインターネット回線、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。また、特定個人情報の入手元である年金保険者からの入手は、年金保険者から地方税ポータルセンタまではDVD、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。</p> <p>2. 特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタまでは専用線、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手している。</p> |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
| -   |   |

| 3. 特定個人情報の使用                                  |  |
|---|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク         |  |
| 宛名システム等における措置の内容                              | 個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住基情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。  |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容                      | 個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。   |
| その他の措置の内容                                     | —  |
| リスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク |  |
| ユーザ認証の管理                                      | [ 行っている ]      <選択肢><br>1) 行っている      2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法                                      | 1. 端末にアクセスするためのID、パスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。<br>2. 利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。<br>3. ログインするためのパスワードを定期的に変更している。      |
| アクセス権限の発効・失効の管理                               | [ 行っている ]      <選択肢><br>1) 行っている      2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法                                      | 1. 発行管理: 人事異動及び権限変更等があった場合には、書面にて決裁システムに反映させている。<br>2. 失効管理: 人事異動及び権限変更等があった場合には、書面にて決裁システムに反映させている。<br>3. 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。<br>4. アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。  |
| アクセス権限の管理                                     | [ 行っている ]      <選択肢><br>1) 行っている      2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法                                      | 1. 権限表を作成している。<br>2. 操作者の所属や担当業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。<br>3. 不正アクセスを分析するために、住民基本台帳システム等の操作履歴の記録を取得し、保管する。   |
| 特定個人情報の使用の記録                                  | [ 記録を残している ]      <選択肢><br>1) 記録を残している      2) 記録を残していない   |
| 具体的な方法  | 1. 特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。<br>2. 記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所)<br>3. ログの記録は5年間保存している。<br>4. 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。<br>5. 操作履歴の確認により特定個人情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 |
| その他の措置の内容                                     | —  |
| リスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |

|  |  |
|--|--|
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク  |  |
| リスクに対する措置の内容   | 1. システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。<br>2. アクセスログ管理を行っていることを周知し、定期的に事務外で使用するに対する注意、指導を行っている。<br>3. 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。<br>4. 違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。 |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容   | 1. ハックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。<br>2. 違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |
| 1. のぞき見防止フィルムを貼付し、窓口から特定個人情報が見えないようにする。<br>2. 一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。<br>3. 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 |  |



|   |  |  |
|---|--|--|
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保               | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法                                    | 1. 庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。<br>2. データの外部への持ち出しについては特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。 |  |
| その他の措置の内容                                 | —  |  |
| リスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |  |
| —   |  |  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） |   | [ ] 提供・移転しない  |
|--|---|---|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク                       |   |   |
| 特定個人情報の提供・移転の記録                              | [ 記録を残している ]  | <選択肢><br>1) 記録を残している      2) 記録を残していない              |
| 具体的な方法                                       | <p>1. 移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、收受両システムのタイムスタンプにより確認できる。</p> <p>2. 審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号利用法第19条第1号に基づき、特定個人情報（特別徴収税額通知等）の提供を行う。<br/>なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>3. 国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号利用法第19条第10号に基づき、特定個人情報（扶養是正情報等）の提供を行う。<br/>その際には、番号利用法第19条第10号、番号利用法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。<br/>なお、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>4. 提供の際は、該当者の情報を記録している。</p> |   |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール                          | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている      2) 定めていない                    |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法                           | <p>1. 特定個人情報の提供・移転について、番号利用法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。</p> <p>2. 管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。</p> <p>3. 審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。</p> <p>4. 審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号利用法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</p>   |   |
| その他の措置の内容                                    | 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。  |   |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク                   |   |   |
| リスクに対する措置の内容                                 | <p>1. 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。</p> <p>2. 審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号利用法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。<br/>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。<br/>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>3. 照会に伴う提供については、照会の根拠となる法令等の記載により確認を行い、記載のないもの、根拠として認められないものについては提供を行わない。</p>   |   |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク                                     |  |
|---|--|
| リスクに対する措置の内容  | <p>1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。</p> <p>2. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。</p> <p>3. 審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号利用法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p>4. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本4情報などにより本人と特定できる場合のみ提供を行うこととしており、また、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。</p> |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/> 1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>  |
| <p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>—</p> |  |





|                       |  |
|-----------------------|--|
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容          | <p>&lt;個人市民税システムの運用の措置&gt;<br/> 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアの措置&gt;<br/> 1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br/> 2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/> 3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/> 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。<br/> (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p> <p>&lt;中間サーバーの運用の措置&gt;<br/> 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかが全て記録される。番号利用法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p> |
| リスクへの対策は十分か           | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;<br/> 1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>  |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク |  |
| リスクに対する措置の内容          | <p>&lt;個人市民税システムの運用の措置&gt;<br/> インターネットに接続されている情報系のシステムとは切り離されているため、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアの措置&gt;<br/> 1. セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。<br/> 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。<br/> (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;<br/> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br/> 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで流出・紛失のリスクに対応している。<br/> 3. 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用の措置&gt;<br/> 情報照会、情報提供の記録が保存される統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報が流出・紛失することを防止する。</p>  |
| リスクへの対策は十分か           | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;<br/> 1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>  |

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt;個人市民税システムの運用の措置&gt;<br/>                 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアの措置&gt;<br/>                 1. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。<br/>                 2. 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。<br/>                 3. 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。<br/>                 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p> |
|---------------------|--|

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>                 1) 特に力を入れている<br/>                 2) 十分である<br/>                 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

|   |
|---|
| <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアの措置&gt;<br/>                 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/>                 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;<br/>                 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。<br/>                 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br/>                 3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br/>                 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p> |
|---|

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

|                   |               |  |
|-------------------|---------------|--|
| ①NISC政府機関統一基準群    | [ 政府機関ではない ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて遵守している    2) 十分に遵守している<br>3) 十分に遵守していない        4) 政府機関ではない  |
| ②安全管理体制           | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している    2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない   |
| ③安全管理規程           | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している    2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない   |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [ 十分に周知している ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて周知している    2) 十分に周知している<br>3) 十分に周知していない   |
| ⑤物理的対策            | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
|                   | 具体的な対策の内容     | <大分市の措置><br>1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこない、また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。<br>2. データの不正持込・持出禁止を規定している。<br>3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。<br>4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。<br>5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。<br><br><中間サーバー・プラットフォームの措置><br>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br><br><ガバメントクラウドにおける措置><br>1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。<br>2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 |

|  |  |   |
|--|--|---|
| ⑥技術的対策                                 | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容                              | <大分市の措置><br>ウイルス対策ソフトの導入<br><br>1. 不正プログラム対策<br>コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。<br>大分市情報化推進のためのICT利活用に関する要綱に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。<br>また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切かどうかを確認する。<br><br>2. 不正アクセス対策<br>大分市情報化推進のためのICT利活用に関する要綱に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。<br><br><中間サーバー・プラットフォームの措置><br>1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br><br><ガバメントクラウドにおける措置><br>1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。<br>2. 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システム等のガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。<br>3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。<br>4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>5. 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。<br>7. 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。<br>8. 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 |   |
| ⑦バックアップ                                | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]   | <選択肢><br>1) 発生あり      2) 発生なし                             |
| その内容                                   | -  |   |
| 再発防止策の内容                               | -  |   |
| ⑩死者の個人番号                               | [ 保管している ]   | <選択肢><br>1) 保管している      2) 保管していない                        |
| 具体的な保管方法                               | 生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、一定期間保管する。   |   |
| その他の措置の内容                              | -  |   |

|                                      |  |                                       |           |
|--------------------------------------|--|---------------------------------------|-----------|
| リスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である  |
| リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク       |  |                                       |           |
| リスクに対する措置の内容                         | 1. 個人市民税システムに存在する賦課情報は、各種申告情報(国税連携システム・eLTAX等)に基づいて賦課修正を行い賦課情報を更新しているため、古い情報のまま保管され続けることはない。   |                                       |           |
| リスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である  |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク       |  |                                       |           |
| 消去手順                                 | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている                     | 2) 定めていない |
| 手順の内容                                | <大分市の措置><br>保存期間を経過した個人市民税情報ファイルを消去する仕組みとする。<br><br><ガバメントクラウドにおける措置><br>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 |                                       |           |
| その他の措置の内容                            | -  |                                       |           |
| リスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である  |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |                                       |           |
|                                      |  |                                       |           |

## IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査  |  |  |
|--|--|--|
| ①自己点検  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的なチェック方法   | <大分市の措置><br>年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。<br><br><中間サーバー・プラットフォームの措置><br>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。   |  |
| ②監査  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な内容   | <大分市の措置><br>監査<br>定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。<br><br><中間サーバー・プラットフォームの措置><br>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br><br><ガバメントクラウドにおける措置><br>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。  |  |
| 2. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法   | <大分市の措置><br>1. 関係職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。<br>2. 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務づけ、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。<br><br><中間サーバー・プラットフォームの措置><br>1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 |  |
| 3. その他のリスク対策   |  |  |
| <中間サーバー・プラットフォームの措置><br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br><ガバメントクラウドにおける措置><br>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。<br>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。<br>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 |  |  |

## V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 大分市 総務部 総務課 情報公開室<br>870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号   |
| ②請求方法                    | 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。  |
| 特記事項                     | —  |
| ③手数料等                    | [ 無料 ] <選択肢><br>1) 有料 2) 無料<br>(手数料額、納付方法: 手数料額: 写しの作成及び送付費用の実費相当額が必要<br>(作成費用の例: モノクロームA4サイズ1枚につき10円) )                                     |
| ④個人情報ファイル簿の公表            | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない  |
| 個人情報ファイル名                | 「個人情報ファイル簿(単票)」を公表している。事務名は「個人市民税・県民税賦課事務」である。   |
| 公表場所                     | 大分市役所本庁舎7階総務課情報公開室   |
| ⑤法令による特別の手続              | —  |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等         | —  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 大分市 財務部 市民税課<br>870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL:097-537-5729<br><br>コンビニ交付サービスに関する問合せ<br>大分市 財務部 税制課<br>870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL:097-537-5673 |
| ②対応方法                    | 電話による対応を受け付ける。   |

## VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価                |  |
|--------------------------|--|
| ①実施日                     | 令和6年7月1日   |
| ②しきい値判断結果                | [ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取        |  |
| ①方法                      | 市民意見公募(パブリックコメント)により行う。  |
| ②実施日・期間                  |  |
| ③期間を短縮する特段の理由            | —  |
| ④主な意見の内容                 |  |
| ⑤評価書への反映                 | —  |
| 3. 第三者点検                 |  |
| ①実施日                     |  |
| ②方法                      |  |
| ③結果                      |  |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 |  |
| ①提出日                     |  |
| ②個人情報保護委員会による審査          |  |

### (別添3)変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|------------|---|---|--|------|-------------------|
| 平成28年8月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>③入手時期の時期、頻度<br>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 | ・給与支払報告書、確定申告書、公的年金支払報告書、住民税申告書の受付けごと(毎年1月～4月頃にかけて複数回入手)              | ・給与支払報告書、確定申告書、公的年金支払報告書、住民税申告書の受付けごと(毎年1月～4月頃にかけて複数回入手)<br>・給与所得者異動届出書、退職所得等の分離課税に係る納入申告書の受付けごと(随時)       | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>③入手時期の時期、頻度                            | 【情報提供ネットワークシステムにより入手】<br>・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。         | 【情報提供ネットワークシステムにより入手】<br>・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。<br>【地方公共団体より入手】<br>・地方税法第294条第3項通知の受付けごと(随時) | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑧使用方法<br>1. 課税資料受付事務                   | (1)確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。  | (1)確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、給与所得者異動届出書、退職所得等の分離課税に係る納入申告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。         | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑧使用方法<br>2. 賦課決定事務                     | (1)資料合算時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断材料として利用する。<br>(2)納税通知書に個人番号を記載する。 | (1)資料合算時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断材料として利用する。<br>(2)給与所得等に係る特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する。                | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月22日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑧使用方法<br>3. 賦課更正事務                     | (1)納税通知書に個人番号を記載する。   | (1)給与所得等に係る特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する。  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|--|---|---|------|-------------------|
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム1<br>③他のシステムとの接続 | ○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム   | ○庁内連携システム○税務システム  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム3<br>③他のシステムとの接続 | ○その他(紙媒体で出力しているため、接続はしていない)   | ○その他(紙媒体等で出力しているため、接続はしていない)  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム5<br>③他のシステムとの接続 | ○情報提供ネットワークシステム○その他(団体内統合宛名システム)  | ○情報提供ネットワークシステム○宛名システム等   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム6<br>①システムの名称    | 税総合システム   | 共通基盤システム  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム6<br>②システムの機能    | 各税務業務の共通的な情報管理を担うシステムとして、他のシステムへ連携する所得情報等を含め特定個人情報を保有し、以下の機能を有する。<br>1. 各税務業務の課税情報照会機能<br>2. 一部税務業務の更正情報入力機能<br>3. 課税情報管理機能<br>4. 課税(所得)証明書等の発行 | 大分市における共通機能・共通データの集約化、運用プロセス、ソフトウェアアーキテクチャの規定化など、ソフトウェア面でのシステム全体を見据えた統一化を担う。<br>1. 統合データ管理に関する事務<br>各業務システムで必要となるデータを、共通基盤システムが提供する統合データベースで管理する。<br>2. データ連携に関する事務<br>共通基盤システムが提供するFTPによるファイル連携により、業務システム間でデータ連携を行う。 | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載                                | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|--|---------------------------------------|--|------|-------------------|
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム7<br>③他のシステムとの接続 | ○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム | ○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム8<br>①システムの名称    |                                       | 住民基本台帳ネットワークシステム   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム8<br>②システムの機能    |                                       | 住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。<br><br>1. 本人確認に関する事務<br>住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人情報の確認を行う。 | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム8<br>③他システムとの接続  |                                       | ○既存住民基本台帳システム  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム9<br>①システムの名称    |                                       | 住民基本台帳システム   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|--|--------|--|------|-------------------|
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム9<br>②システムの機能  |        | 住民に関する以下の電算処理を行う<br>1. 住民票作成管理機能(修正・消除含む)<br>2. 住民票の照会<br>3. 住民票等証明書・通知書の発行<br>4. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携<br>5. 法務省情報連携システムとの連携<br>6. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成<br>7. 住民票関係情報の提供(団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続)<br>8. 個人番号カードおよび住民基本台帳カードの発行状況確認<br>9. 国保資格等個別事項情報の管理 | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム9<br>他システムとの接続 |        | ○情報提供ネットワークシステム○庁内連携システム○住民基本台帳ネットワークシステム○宛名システム等  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム10<br>①システムの名称 |        | 収納システム   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム10<br>②システムの機能 |        | 市税(国保税を除く)の収納に関する以下の電算処理を行う。<br>1. 収納処理<br>2. 還付・充当処理<br>3. 督促処理<br>4. 返戻公示処理<br>5. 口座振替、振込情報作成処理<br>6. 納税証明等発行処理<br>7. 各種情報管理(調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報)<br>8. 統計集計作成補助   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|---|---|---|------|---------------------------------|
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム<br>システム10<br>他システムとの接続 |   | ○庁内連携システム○税務システム  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出               |
| 平成29年4月1日 | I 基本情報<br>7. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長                               | 市民税課長 安部 信喜<br>情報政策課長 佐藤 善信   | 市民税課長 安部 信喜<br>情報政策課長 林 浩一  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 平成31年1月1日 | I 基本情報<br>7. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長                               | 市民税課長 安部 信喜<br>情報政策課長 林 浩一  | 市民税課長<br>情報政策課長   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 平成31年1月4日 | I 基本情報<br>別添1<br>事務の内容  | 別紙変更前「別添1」参照  | 別紙「別添1」参照   | 事前   | 重要な変更                           |
| 平成31年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>主な記録項目                 | ・識別情報<br>○個人番号○その他識別番号(内部番号)<br>・連絡先等情報<br>○4情報(氏名、性別、生年月日、住所)○連絡先(電話番号等)○その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>○国税関係情報○地方税関係情報○生活保護・社会福祉関係情報○年金関係情報 | ・識別情報<br>○個人番号○その他識別番号(内部番号)<br>・連絡先等情報<br>○4情報(氏名、性別、生年月日、住所)○連絡先(電話番号等)○その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>○国税関係情報○地方税関係情報○障害者福祉関係情報○生活保護・社会福祉関係情報○年金関係情報 | 事前   | 重要な変更                           |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|--|--|---|------|-------------------|
| 平成31年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>その妥当性 | 1. 識別情報（対象者を特定するために記録）<br>2. 連絡先情報（対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録）<br>3. 業務関係情報<br>（1）国税関係情報<br>対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録<br>（2）地方税関係情報<br>算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録<br>（3）生活保護関係情報<br>生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録<br>（4）年金関係情報<br>対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録 | 1. 識別情報（対象者を特定するために記録）<br>2. 連絡先情報（対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録）<br>3. 業務関係情報<br>（1）国税関係情報<br>対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録<br>（2）地方税関係情報<br>算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録<br>（3）生活保護関係情報<br>生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録<br>（4）年金関係情報<br>対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録<br>（5）障害者福祉関係情報<br>障害者福祉関連の情報に基づき、住民税の賦課及び非課税の判定を行うために記録 | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成31年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>①入手元      | ○本人又は本人の代理人○評価実施機関内の他部署（生活福祉課、市民課、納税課）○行政機関・独立行政法人等（国税庁、年金支払者（日本年金機構）○地方公共団体・地方独立行政法人（地方公共団体情報システム機構、他自治体）○民間事業者（給与支払者、年金支払者（日本年金機構を除く））   | ○本人又は本人の代理人○評価実施機関内の他部署（生活福祉課、市民課、納税課）○行政機関・独立行政法人等（国税庁、年金支払者（日本年金機構）○地方公共団体・地方独立行政法人（地方公共団体情報システム機構、他自治体）○民間事業者（給与支払者、年金支払者（日本年金機構を除く））、一般社団法人 地方電子化協議会  | 事前   | 重要な変更             |
| 平成31年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>②入手方法     | ○紙○電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>○庁内連携システム○情報提供ネットワーク○その他（住基CS、eLTAX）  | ○紙○電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>○庁内連携システム○情報提供ネットワーク○その他（住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX）   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|--|--|--|------|---------------------------------|
| 平成31年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>③入手時期の時期、頻度 | <p>【eLTAXより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収税額通知の処理結果通知 9月</li> <li>・年金特別徴収対象者情報 5月</li> <li>・特別徴収処理停止通知の処理結果通知 年12回</li> <li>・特別徴収結果通知 年6回</li> </ul> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。</li> </ul> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</li> </ul> <p>【地方公共団体より入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第294条第3項通知の受け付けごと(随時)</li> </ul> | <p>【eLTAXより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収税額通知の処理結果通知 9月</li> <li>・年金特別徴収対象者情報 5月</li> <li>・特別徴収処理停止通知の処理結果通知 年12回</li> <li>・特別徴収結果通知 年6回</li> <li>・住民登録外課税通知情報 随時</li> <li>・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報 1月</li> </ul> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。</li> </ul> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</li> </ul> | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 平成29年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体 使用部署 | <p>【総務部】人事課 【財務部】税制課、納税課<br/>【市民部】国保年金課 【福祉保健部】子ども保育課、子育て支援課、長寿福祉課、障害福祉課、衛生課 【土木建築部】住宅課 【教育委員会】教育企画課</p>   | <p>【総務部】人事課 【財務部】税制課、納税課<br/>【市民部】国保年金課 【子どもすこやか部】子ども保育課、子育て支援課 【福祉保健部】長寿福祉課、障害福祉課、衛生課 【土木建築部】住宅課 【教育委員会】教育企画課</p>   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 平成31年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1  | 株式会社 オルゴ   | 日本電気(株)  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|--|---|---|------|---------------------------------|
| 平成31年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所       | <p>&lt;大分市の措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退管理をおこなっている。</li> <li>2. データの不正持込・持出禁止を規定している。</li> <li>3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。</li> <li>4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> <li>5. 紙データについては鍵付のキャビネットで保管し、鍵は所属長が管理している。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ol> | <p>&lt;大分市の措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。</li> <li>2. データの不正持込・持出禁止を規定している。</li> <li>3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。</li> <li>4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> <li>5. 紙データについては鍵付のキャビネットで保管し、鍵は所属長が管理している。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ol> | 事前   | 重要な変更                           |
| 平成31年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>別紙2<br>番号法第9条第2項に基づく条例に定める事務一覧 | 別紙変更前「別紙2」参照  | 別紙「別紙2」参照   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 平成31年1月4日 | 別添2<br>特定個人情報ファイル記録項目                              | 別紙変更前「別添2」参照  | 別紙「別添2」参照   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出               |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------|
| 平成31年1月4日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> | <p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>2. 市町村CSからの住基情報の入手は、事前に個人市民税システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 審査システムでは、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。</p> <p>2. 国税連携システムでは、地方税ポータルセンタを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われぬ。また、他市区町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市町村に回送する。</p> | <p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、事前に個人市民税システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。</p> <p>3. 個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 審査システムでは、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。</p> <p>2. 国税連携システムでは、地方税ポータルセンタを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われぬ。また、他市区町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市町村に回送する。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 平成31年1月4日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> | <p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>2. 市町村CSからの住基情報の入手は、個人市民税システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 審査システムは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>2. 国税連携システムは、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> | <p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、個人市民税システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</p> <p>3. 必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 審査システムは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>2. 国税連携システムは、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------|
| 平成31年1月4日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手リスク2:不適切な方法で入手リスクに対する措置の内容</p> | <p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。</p> <p>2. 市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を個人市民税システムに登録できる職員等は限定されている。</p> <p>3. 端末にアクセスするためのID、パスワード及び指静脈による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。</p> <p>4. アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. eLTAXホームページ等で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。なお、地方税ポータルセンタからLGWANを介し、審査サーバーでデータを入手する。</p> <p>2. 国税連携データ受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。</p> | <p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステムは生体認証による認証を行っているため、住民基本台帳ネットワークシステムで確認した情報を個人市民税システムに登録できる職員等は限定されている。</p> <p>3. 端末にアクセスするためのID、パスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。</p> <p>4. アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. eLTAXホームページ等で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。なお、地方税ポータルセンタからLGWANを介し、審査サーバーでデータを入手する。</p> <p>2. 国税連携データ受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|-----------|
| 平成31年1月4日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク<br/>入手した本人確認の措置の内容</p> | <p>1. 住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や基本4情報の聞き取りにより本人確認を行う。</p> <p>2. 住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本4情報等の確認を行う。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下、「番号法施行規則」という。)第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。</p> <p>2. 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大分市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> | <p>1. 住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行う。</p> <p>2. 住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本4情報等の確認を行う。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下、「番号法施行規則」という。)第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。</p> <p>2. 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大分市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------|
| 平成31年1月4日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの<br>取扱いプロセスにおけるリスク<br>対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク4: 入手の際に特定個人<br>情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容                               | 1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の<br>住民票関係情報の入手は、入退室管理をして<br>いるサーバー室内のサーバー間通信に限定す<br>ることで、情報漏えい、紛失等を防止して<br>いる。<br>2. 市町村CSで確認した住基情報を個人市民<br>税システムに登録する際には、市町村CSで<br>の確認結果を記載した紙、電子媒体を、個人<br>市民税システムへの反映完了後に、すぐに消<br>去、廃棄を行うことで漏えいを防止して<br>いる。<br>(eLTAXからの入手分)<br>1. 特定個人情報の入手元である利用者から<br>の入手は、利用者から地方税ポータルセン<br>タまではインターネット回線、地方税ポータル<br>センタからはLGWANを通じて、審査システ<br>ムを利用して入手している。<br>また、特定個人情報の入手元である年金保<br>険者からの入手は、年金保険者から地方税<br>ポータルセンタまではDVD、地方税ポータル<br>センタからはLGWANを通じて、審査システ<br>ムを利用して入手している。<br>2. 特定個人情報の入手元である国税庁から<br>の入手は、国税庁から地方税ポータルセン<br>タまでは専用線、地方税ポータルセンタから<br>はLGWANを通じて、国税連携システムを<br>利用して入手している。 | 1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その<br>他<br>の住民票関係情報の入手は、入退室管理を<br>しているサーバー室内のサーバー間通信に<br>限定することで、情報漏えい、紛失等を<br>防止している。<br>2. 住民基本台帳ネットワークシステムで<br>確認した住基情報を個人市民税システムに<br>登録する際には、住民基本台帳ネットワ<br>ークシステムでの確認結果を記載した紙、<br>電子媒体を、個人市民税システムへの反<br>映完了後に、すぐに消去、廃棄を行うこ<br>とで漏えいを防止している。<br>3. 事業所等から入手した課税情報につ<br>いては、個人市民税システムへ登録し、す<br>ぐに鍵付きのキャビネットや倉庫へ保管<br>することで紛失・漏えいを防止している。<br>(eLTAXからの入手分)<br>1. 特定個人情報の入手元である利用者から<br>の入手は、利用者から地方税ポータルセン<br>タまではインターネット回線、地方税ポータル<br>センタからはLGWANを通じて、審査システ<br>ムを利用して入手している。<br>また、特定個人情報の入手元である年金保<br>険者からの入手は、年金保険者から地方税<br>ポータルセンタまではDVD、地方税ポータル<br>センタからはLGWANを通じて、審査システ<br>ムを利用して入手している。<br>2. 特定個人情報の入手元である国税庁から<br>の入手は、国税庁から地方税ポータルセン<br>タまでは専用線、地方税ポータルセンタから<br>はLGWANを通じて、国税連携システムを<br>利用して入手している。 | 事前   | 重要な変更     |
| 平成31年1月4日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの<br>取扱いプロセスにおけるリスク<br>対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2: 権限のない者(元職<br>員、アクセス権限のない職員<br>等)によって不正に使用される<br>リスク<br>ユーザ認証の管理<br>具体的な方法 | 1. 端末にアクセスするためのIDとパスワード<br>による認証を行っており、特定の職員や<br>作業従事者のみ照会できるようにして<br>いる。<br>2. 利用範囲の認可機能により、その使用<br>者がシステム上で利用可能な機能を制限<br>することで、不適切な方法による情報の<br>入手が行えない対策を実施している。ま<br>た、認証後は利用範囲の認可機能によ<br>り、その使用者がシステム上で利用可能<br>となる。<br>3. ログインするためのパスワードを定期<br>的に変更している。  | 1. 端末にアクセスするためのID、パスワ<br>ード及び生体認証による認証を行って<br>おり、特定の職員や作業従事者のみ照<br>会できるようにしている。<br>2. 利用範囲の認可機能により、その使<br>用者がシステム上で利用可能な機能を<br>制限することで、不適切な方法による<br>情報の入手が行えない対策を実施して<br>いる。また、認証後は利用範囲の認可<br>機能により、その使用者がシステム上<br>で利用可能となる。<br>3. ログインするためのパスワードを定期<br>的に変更している。   | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------|
| 平成31年1月4日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転の記録</p> <p>具体的な管理方法</p> | <p>1. 移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、收受両システムのタイムスタンプにより確認できる。</p> <p>2. 審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>3. 国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。なお、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> | <p>1. 移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、收受両システムのタイムスタンプにより確認できる。</p> <p>2. 審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>3. 国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。なお、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>4. 提供の際は、該当者の情報を記録している。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------|
| 平成31年1月4日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）</p> <p>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>1. 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報やり取りされることを防止している。</p> <p>2. 審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> | <p>1. 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報やり取りされることを防止している。</p> <p>2. 審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>3. 照会に伴う提供については、照会の根拠となる法令等の記載により確認を行い、記載のないもの、根拠として認められないものについては提供を行わない。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------|
| 平成31年1月4日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容</p> | <p>1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。</p> <p>2. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。</p> <p>3. 審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> | <p>1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。</p> <p>2. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。</p> <p>3. 審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p>4. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本4情報などにより本人と特定できる場合のみ提供を行うこととしており、また、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 平成31年1月4日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>1. 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|------------|--|--|---|------|---------------------------------|
| 平成31年1月4日  | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>⑤物理的対策<br>具体的な対策の方法 | <p>&lt;大分市の措置&gt;</p> <p>1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退管理をおこない、また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。</p> <p>2. データの不正持込・持出禁止を規定している。</p> <p>3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。</p> <p>4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> | <p>&lt;大分市の措置&gt;</p> <p>1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこない、また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。</p> <p>2. データの不正持込・持出禁止を規定している。</p> <p>3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。</p> <p>4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> | 事前   | 重要な変更                           |
| 平成29年4月24日 | Ⅵ 評価実施手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日  | 平成27年4月14日   | 平成29年4月24日  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 平成29年4月24日 | Ⅵ 評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取  | 平成27年4月15日～平成27年5月14日  | 平成29年5月1日～平成29年5月30日  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 平成29年4月7日  | Ⅱ ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>⑥委託先名  | 株式会社 TKC   | 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 平成29年6月20日 | Ⅵ 評価実施手続<br>3. 第三者点検<br>①実施日   | 平成27年6月4日  | 平成29年6月5日   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                               |
|------------|---|--|--|------|---|
| 平成29年6月20日 | VI 評価実施手続<br>3. 第三者点検<br>③結果                                      | 特定個人情報保護評価指針に定める基準を満たしていると判断されたが、一部評価書の中の、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の4特定個人情報ファイルの取扱いの委託に記載されている情報保護管理体制の確認について、委託業者が基準を満たしているかは、実施機関に報告させる義務だけでなく、主体的に確認をしている旨の記載にすることが望ましい、との指摘を受けその旨記載を修正した。 | 特定個人情報保護評価指針に定める基準を満たしていると判断された。                                       | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない         |
| 令和1年7月23日  | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1<br>②システムの機能    | (追記)   | 5.税額通知等の帳票発行<br>・証明書コンビニ交付においては、個人市民税システムから証明用情報をコンビニ交付システムへ連携を行う。     | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日  | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1<br>③他のシステムとの接続 | (追記)   | ○その他にコンビニ交付システムを追加記載   | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日  | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム11<br>①システムの名称   | (記載なし)   | 証明書コンビニ交付システム  | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日  | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム11<br>②システム機能    | (記載なし)   | 1.証明書発行<br>証明書交付センターからの証明書発行要求に対し、個人市民税情報ファイルから取得した所得・課税証明書データを送付する機能。 | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載                             | 提出時期 | 提出時期に係る説明                               |
|-----------|--|--------|------------------------------------|------|---|
| 令和1年7月23日 | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム11<br>③他のシステムとの接続 | (記載なし) | その他に(個人市民税システム、証明書交付センター)追加記載      | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日 | (別添1)事務の内容   | (追記)   | 事務の内容の図面に及び備考に証明書コンビニ交付システムとの連携を追記 | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3.特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体<br>※使用部署              | (追記)   | 学校教育課                              | 事後   |   |
| 令和1年7月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託の有無※                  | 6件     | 7件                                 | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項7                   | (記載なし) | 証明書コンビニ交付システムのサービス利用               | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                               |
|-----------|--|--------|---|------|---|
| 令和1年7月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項7<br>①委託内容                  | (記載なし) | 証明書コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務  | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項7<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | (記載なし) | 特定個人情報ファイルの一部に該当<br>対象となる本人の数→10万人以上100万人未満に該当<br>対象となる本人の範囲※→特定個人情報ファイルの範囲と同様<br>その妥当性→個人番号カードを使用した認証により証明書コンビニ交付を可能とするため、個人番号カードを保有している人のシリアル番号等を取扱うシステムの保守であるため。 | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項7<br>③委託先における取扱者数           | (記載なし) | 10人以上50人未満に該当   | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項7<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | (記載なし) | ○その他に(システムの直接操作、管理端末の直接操作)を記載   | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載               | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                               |
|-----------|--|----------------------|--|------|---|
| 令和1年7月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項7<br>⑤委託先名の確認方法 | (記載なし)               | 情報公開室が窓口となり、開示請求することができる。  | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項7<br>⑥委託先名      | (記載なし)               | 未定   | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項7<br>⑦再委託の有無※   | (記載なし)               | 再委託しないに該当  | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日 | V 開示請求、問合せ<br>2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>①連絡先                  | (追記)                 | コンビニ交付サービスに関する問合せ<br>大分市 財務部 税制課<br>870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号<br>Tel: 097-537-5673 | 事後   | 令和2年10月より税証明(所得証明書、課税証明書)コンビニ交付サービス開始予定 |
| 令和1年7月23日 | VI 評価実施手続<br>1.基礎項目評価<br>①実施日                                  | 平成29年4月1日            | 令和1年9月6日   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない         |
| 令和1年12月5日 | VI 評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取<br>②実施日・期間                      | 平成29年5月1日～平成29年5月30日 | 令和元年10月1日～令和元年10月31日   | 事後   |   |
| 令和1年12月5日 | VI 評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取<br>④主な意見の内容                     | 意見なし                 | 意見なし   | 事後   |   |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載                   | 変更後の記載       | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|--|--------------------------|--------------|------|---------------------------------|
| 令和1年12月5日 | VI 評価実施手続<br>3. 第三者点検<br>①実施日                              | 平成29年6月5日                | 令和1年11月26日   | 事後   |                                 |
| 令和2年6月3日  | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体<br>※使用部署     | 子ども保育課                   | 保育・幼児教育課     | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日  | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託の有無※         | 7件                       | 8件           | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日  | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項6          | システム管理・運用業務、操作業務委託       | オペレーションに係る業務 | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日  | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項6<br>①委託内容 | システム管理・運用業務、オペレーションに係る業務 | 帳票の印刷業務      | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |

| 変更日      | 項目   | 変更前の記載         | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|----------|--|----------------|---|------|---------------------------------|
| 令和2年6月3日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項6<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | 特定個人情報ファイルの全体  | 特定個人情報ファイルの一部   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項6<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | その他(システムの直接操作) | 【○】専用線  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項7<br>⑥委託先名                  | 未定             | 日本電気(株)   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項8                           |                | 個人市民税・県民税賦課等業務委託  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出               |
| 令和2年6月3日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項8<br>①委託内容                  |                | ①資料の開封受付、分類②提出された課税資料を確認、補正記入業務③課税資料取込業務<br>④課税資料の他市への回送業務⑤年金支払報告書に係る追加入力業務⑥照会文書回答業務<br>⑦扶養控除に係る調査業務⑧相続人の調査業務⑨納税通知書等の返戻分の調査業務⑩申告書等の発送業務 | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出               |

| 変更日      | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|----------|--|--------|---|------|-------------------|
| 令和2年6月3日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項8<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 |        | 特定個人情報ファイルの一部に該当<br>対象となる本人の数→10万人以上100万人未満に該当<br>対象となる本人の範囲※→特定個人情報ファイルの範囲と同様<br>その妥当性→短期間で大量の課税資料を処理し、適正かつ効率的に課税業務を行うため | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 令和2年6月3日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項8<br>③委託先における取扱者数           |        | 10人以上50人未満に該当   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 令和2年6月3日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項8<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |        | 【○】紙  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 令和2年6月3日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項8<br>⑤委託先名の確認方法             |        | 情報公開室が窓口となり、開示請求することができる。   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 令和2年6月3日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項8<br>⑥委託先名                  |        | 未定  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |

| 変更日      | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|----------|--|--|---|------|---------------------------------|
| 令和2年6月3日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項8<br>⑦再委託の有無※                                       |  | 再委託の有無→再委託する<br>再委託の許諾方法→再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。<br>再委託事項→上記委託内容と同様   | 事前   | 重要な変更                           |
| 令和2年6月3日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容  | 3. 個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。   | 3. 個人番号カード、又は通知カード(※1)と身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>(※1)デジタル手続法の5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク3: 入手した特定個人情報<br>が不正確であるリスク<br>入手の際の本人確認の措置の内容 | 1. 住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行う。<br>2. 住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本4情報等の確認を行う。 | 1. 住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、(※1)身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行う。<br>2. 住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本4情報等の確認を行う。<br>(※1)デジタル手続法の5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。 | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |

| 変更日      | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|----------|--|--|---|------|---------------------------------|
| 令和2年6月3日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人情報ファイルの真正性の確認の措置の内容   | 1. 住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、統合宛名システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。<br>2. 他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて大分市の課税対象者と合致するかを確認する。 | 1. 住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード(※1)、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、統合宛名システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。<br>2. 他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて大分市の課税対象者と合致するかを確認する。<br>(※1)デジタル手続法の5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。 | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特手個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限<br>具体的な制限方法 | <大分市の措置><br>1. 委託業者に対し、個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書を提出させている。<br>2. 誓約書の提出があった者に対してのみセキュリティ区画への入室許可及びシステム操作の権限を与えている。  | <大分市の措置><br>1. 委託業者に対し、個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書を提出させている。<br>2. 誓約書の提出があった者に対してのみセキュリティ区画への入室許可及びシステム操作の権限を与えている。<br>3. アクセス制御をしており、当市の許可なく閲覧・更新を行うことはできず、閲覧・更新を行う際も指定場所・指定端末でのみ作業を許可している。  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日 | Ⅳ その他のリスク対策<br>2. 従業者に対する教育・啓発<br>具体的な方法   | <大分市の措置><br>1. 関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。   | <大分市の措置><br>1. 関係職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日 | Ⅴ 開示請求、問合せ<br>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>①連絡先   | 大分市 財務部 市民税課<br>870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel:<br>097-537-5609   | 大分市 財務部 市民税課<br>870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel:<br>097-537-5729  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年6月3日 | Ⅵ 評価実施手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日  | 令和1年9月6日   | 令和2年6月1日  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載               | 変更後の記載             | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|---|----------------------|--------------------|------|---------------------------------|
| 令和2年8月3日  | VI 評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取<br>②実施日・期間                         | 令和元年10月1日～令和元年10月31日 | 令和2年7月1日～令和2年7月31日 | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年8月3日  | VI 評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取<br>④主な意見の内容                        | 意見なし                 | 意見なし               | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年9月24日 | VI 評価実施手続<br>3. 第三者点検<br>①実施日                                     | 令和1年11月26日           | 令和2年8月28日          | 事後   |                                 |
| 令和3年1月4日  | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1<br>③他のシステムとの接続 |                      | 宛名システム等の追加         | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出               |
| 令和3年1月4日  | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム2<br>③他のシステムとの接続 | 宛名システム等              | (削除)               | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出               |
| 令和3年1月4日  | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム6<br>③他のシステムとの接続 | 宛名システム等              | (削除)               | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出               |
| 令和3年1月4日  | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム7<br>①システムの名称    | 住登外/宛名システム           | (削除)               | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出               |

| 変更日      | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|----------|---|--|--|------|---------------------------------|
| 令和3年1月4日 | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム7<br>②システム機能     | 1. 個人コード(住登外)付番、登録機能<br>住登外者に対して、本市内に利用する個人コードを付番する機能。各事務システム管理者が必要に応じ登録を行う。<br>2. 住登外情報修正機能<br>住登外者に対して、必要に応じて内容の修正を行う。   | (削除)   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出               |
| 令和3年1月4日 | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム7<br>③他のシステムとの接続 | 【○】宛名システム等   | (削除)   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出               |
| 令和3年7月9日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3.特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体<br>※使用部署             | 保育・幼児教育課   | 子ども入園課   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和2年7月9日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項6<br>⑥委託先名         | 株式会社 オルゴ   | 株式会社 オーイーシー  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和3年9月1日 | I 基本情報<br>5.個人番号の利用<br>法令上の根拠                                     | 番号法第9条第1項 別表第一の16の項  | 番号法第9条第1項 別表第一の24の項  | 事前   | 事前通知事項                          |
| 令和3年9月1日 | I 基本情報<br>6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠                      | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項) | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、33、36、37、38、39、41、46、47、48、52、53、55、61、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144、146、147、150項) | 事前   | 事前通知事項                          |

| 変更日      | 項目   | 変更前の記載           | 変更後の記載           | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                |
|----------|--|------------------|------------------|------|--|
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転<br>(委託に伴うものを除く。)<br>提供先1<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号及び別表第2 | 番号法第19条第8号及び別表第2 | 事前   | 事前通知事項                                   |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転<br>(委託に伴うものを除く。)<br>提供先2<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号       | 番号法第19条第9号       | 事前   | 事前通知事項                                   |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転<br>(委託に伴うものを除く。)<br>提供先3<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第12号      | 番号法第19条第13号      | 事前   | 事前通知事項                                   |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>別紙2<br>番号法第9条第2項に基づく条<br>例に定める事務一覧                 | 別紙変更前「別紙2」参照     | 別紙「別紙2」参照        | 事後   | その他の項目の変更であり事<br>前の提出・公表が義務付けて<br>られていない |

| 変更日      | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和3年9月1日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転の記録</p> <p>具体的な方法</p> | <p>1. 移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、收受両システムのタイムスタンプにより確認できる。</p> <p>2. 審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>3. 国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。なお、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>4. 提供の際は、該当者の情報を記録している。</p> | <p>1. 移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、收受両システムのタイムスタンプにより確認できる。</p> <p>2. 審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>3. 国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第19条第9号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。なお、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>4. 提供の際は、該当者の情報を記録している。</p> | 事前   | 事前通知事項    |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-----------|--|--|--|------|----------------------------------|
| 令和3年9月1日  | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;<br/>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。<br/>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br/>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br/>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。<br/>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;<br/>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。<br/>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br/>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br/>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。<br/>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | 事前   | 事前通知事項                           |
| 令和6年8月14日 | I 基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容   | 大分市において個人住民税賦課業務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)   | 大分市において個人住民税賦課業務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)   | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム3<br>②システムの機能                                | <p>国税連携システムの機能<br/>1. 国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、扶養是正情報等を国税庁に送付する。</p>   | <p>国税連携システムの機能<br/>1. 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、扶養是正情報等を国税庁に送付する。</p>   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない  |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-----------|--|--|---|------|----------------------------------|
| 令和6年8月14日 | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム4<br>②システムの機能 | 4. 審査システムには、給与・公的年金等の支払をする者から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。<br>また、地方税ポータルセンタを通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する等の機能がある。   | 4. 審査システムには、給与・公的年金等の支払をする者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。<br>また、地方税ポータルセンタを通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する等の機能がある。  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない  |
| 令和6年8月14日 | I 基本情報<br>4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由<br>①事務実施上の必要性                    | 2. 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。  | 2. 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号利用法により求められる。   | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | I 基本情報<br>5.個人番号の利用<br>法令上の根拠                                  | 番号法第9条第1項 別表第一の24の項  | 番号利用法第9条第1項 別表24の項  | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | I 基本情報<br>6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠                   | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、33、36、37、38、39、41、46、47、48、52、53、55、61、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144、146、147、150項) | 【情報照会】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項<br>【情報提供】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173) | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3.特定個人情報の入手・使用<br>①入手元                     | 民間事業者(給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)、一般社団法人地方税電子化協議会)  | 民間事業者(給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)、地方税共同機構)   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない  |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3.特定個人情報の入手・使用<br>⑤本人への明示                  | 個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2及び地方税法第317条の6の条文、番号法の別表第二の第37項に規定されていることにより、個人番号を入手することが明示されている。  | 個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2及び地方税法第317条の6の条文、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定されていることにより、個人番号を入手することが明示されている。   | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-----------|---|--|---|------|----------------------------------|
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>⑥委託先名                           | トッパン・フォームズ 株式会社  | TOPPANエッジ株式会社   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けてられていない |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>⑥委託先名                           | 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ  | 株式会社インテック   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けてられていない |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>その妥当性 | 総務省の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタから審査システム及び国税連携システムを通じて、データ入手及び提供をする必要があるため。 | 地方税法により設置された地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタから審査システム及び国税連携システムを通じて、データ入手及び提供をする必要があるため。 | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けてられていない |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>⑤委託先名の確認方法                      | 一般社団法人 地方税電子化協議会 eLTAX<br>ホームページ   | 地方税共同機構 eLTAXホームページ   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けてられていない |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>⑥委託先名                           | 一般社団法人 地方税電子化協議会   | 地方税共同機構   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けてられていない |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>⑧再委託の許諾方法                       | 一般社団法人地方税電子化協議会の総会で提供される資料でeLTAXの運営管理を委託している旨の報告がなされている。                               | 地方税共同機構の総会で提供される資料でeLTAXの運営管理を委託している旨の報告がなされている。                                | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けてられていない |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-----------|---|---|---|------|----------------------------------|
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>⑨再委託事項            | 一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタから審査システム及び国税連携システムを通じて、データ入手及び提供をする必要があるため。 | 地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタから審査システム及び国税連携システムを通じて、データ入手及び提供をする必要があるため。 | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない  |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供・移転の有無           | 提供を行っている(43)件   | 提供を行っている(74)件   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない  |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先1               | 番号法別表第2に掲げる情報照会者  | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる情報照会者                                  | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先1<br>①法令上の根拠    | 番号法第19条第8号及び別表第2  | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表   | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先1<br>②提供先における用途 | 番号法別表第2に掲げる各事務(別紙1参照)   | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる各事務(別紙1参照)                             | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | II ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先2<br>①法令上の根拠          | 番号法第19条第9号  | 番号利用法第19条第10号   | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先3<br>①法令上の根拠    | 番号法第19条第13号   | 番号利用法第19条第15号   | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|---|---|---|------|---------------------------------|
| 令和6年8月14日 | II ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転<br>(委託に伴うものを除く。)<br>提供先3<br>⑥提供方法                                      | ○情報提供ネットワークシステム   | ○紙  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転<br>(委託に伴うものを除く。)<br>移転先1   | 番号法第9条第2項に基づく条例に定める者(別紙2参照)   | 大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に定める者(別紙2参照)  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転<br>(委託に伴うものを除く。)<br>移転先1<br>①法令上の根拠                              | 番号法第9条第2項に基づく条例を制定する予定。   | 大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和6年8月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5.特定個人情報の提供・移転<br>(委託に伴うものを除く。)<br>移転先1<br>②移転先における用途                           | 番号法第9条第2項に基づく条例に定める事務。  | 大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に定める事務  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |
| 令和6年8月14日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 3. 個人番号カード、又は通知カード(※1)と身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>(※1)デジタル手続法の5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。 | 3. 個人番号カード、又は通知カード(※1)と身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>(※1)デジタル手続法の令和2年5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。 | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                    |
|-----------|--|--|--|------|------------------------------|
| 令和6年8月14日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容</p> | <p>2. 住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本4情報等の確認を行う。</p> <p>(※1) デジタル手続法の5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下、「番号法施行規則」という。)第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。</p> <p>2. 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大分市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> | <p>2. 住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本4情報等の確認を行う。</p> <p>(※1) デジタル手続法の令和2年5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下、「番号法施行規則」という。)第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。</p> <p>2. 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大分市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> | 事後   | 重要な変更には該当しない(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容</p> | <p>2. 他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて大分市の課税対象者と合致するかを確認する。</p> <p>(※1) デジタル手続法の5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 番号法施行規則第4条第2号イの規定に基づき、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報の提供を受けるなどの方法により行う。</p> <p>2. 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大分市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>   | <p>2. 他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて大分市の課税対象者と合致するかを確認する。</p> <p>(※1) デジタル手続法の令和2年5月25日施行に伴い、施行日前に交付を受けた通知カードを持っている場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き番号確認を証明する書類となる。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 番号法施行規則第3条第2号イの規定に基づき、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報の提供を受けるなどの方法により行う。</p> <p>2. 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大分市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>   | 事後   | 重要な変更には該当しない(番号利用法等の一部改正による) |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-----------|---|---|---|------|----------------------------------|
| 令和6年8月14日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br/>情報保護管理体制の確認</p>                                      | <p>&lt;審査システム及び国税連携システムの運営に関する業務&gt;</p> <p>一般社団法人地方税電子化協議会が、認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定に適合した情報セキュリティが確保されると認められているとともに、ISMS認証を取得している。また、一般社団法人地方税電子化協議会による情報セキュリティ監査が実施されており、監査結果についての報告を受けている。</p>   | <p>&lt;審査システム及び国税連携システムの運営に関する業務&gt;</p> <p>地方税共同機構が、認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定に適合した情報セキュリティが確保されると認められているとともに、ISMS認証を取得している。また、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されており、監査結果についての報告を受けている。</p>   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない  |
| 令和6年8月14日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転<br/>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク<br/>特定個人情報の提供・移転の記録<br/>具体的な方法</p> | <p>2. 審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。3. 国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第19条第9号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。なお、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> | <p>2. 審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)の提供を行う。なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>3. 国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第19条第10号に基づき、特定個人情報(扶養是正情報等)の提供を行う。その際には、番号法第19条第10号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。なお、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-----------|--|---|---|------|----------------------------------|
| 令和6年8月14日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p> <p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> | <p>1. 特定個人情報の提供・移転について、番号利用法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。</p> <p>3. 審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。</p> <p>4. 審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</p>                      | <p>1. 特定個人情報の提供・移転について、番号利用法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。</p> <p>3. 審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。</p> <p>4. 審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号利用法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</p>                        | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>                              | <p>2. 審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> | <p>2. 審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号利用法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                |
|-----------|---|--|--|------|--|
| 令和6年8月14日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容</p> | <p>1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。</p> <p>3. 審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> | <p>1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。</p> <p>3. 審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号利用法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、LGWANとインターネット回線及び光ディスク等を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> | 事後   | <p>重要な変更には該当しない<br/>(番号利用法等の一部改正による)</p> |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-----------|--|---|---|------|----------------------------------|
| 令和6年8月14日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6.情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>           | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6.情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアの措置&gt;</p> <p>1. 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>  | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアの措置&gt;</p> <p>1. 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない  |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-----------|---|---|---|------|----------------------------------|
| 令和6年8月14日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6.情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク3: 入手した特定個人情報が入手した特定個人情報と異なるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞<br>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。  | ＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞<br>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない  |
| 令和6年8月14日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6.情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク5: 不正な提供が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容                | ＜個人市民税システムの運用の措置＞<br>統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。<br>＜中間サーバーの運用の措置＞<br>情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかが全て記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けられないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。 | ＜個人市民税システムの運用の措置＞<br>統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。<br>＜中間サーバーの運用の措置＞<br>情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかが全て記録される。番号利用法及び条例上認められる提供以外受け付けられないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。 | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6.情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク            | ＜個人市民税システムの運用の措置＞<br>統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。   | ＜個人市民税システムの運用の措置＞<br>統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。   | 事後   | 重要な変更には該当しない<br>(番号利用法等の一部改正による) |
| 令和6年8月14日 | Ⅴ 開示請求、問合せ<br>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>②請求方法   | 大分市個人情報保護条例(平成14年条例36号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。  | 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない  |
| 令和6年8月14日 | Ⅴ 開示請求、問合せ<br>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>④個人情報ファイル簿の公表<br>個人情報ファイル名  | 「個人情報取扱事務登録簿」を公表している。事務名は「市・県民税課税事務」である。  | 「個人情報ファイル簿(単票)」を公表している。事務名は「個人市民税・県民税賦課事務」である。  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない  |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|---|--|--|------|-------------------|
| 令和6年8月16日 | I 基本情報<br>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容                           | 大分市において個人住民税賦課業務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) | 大分市において個人住民税賦課業務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(標準準拠システム導入後は別添1を参照、現行システムは別添1-1を参照) | 事前   | 重要な変更             |
| 令和6年8月16日 | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1<br>③他のシステムとの接続 |  | ○既存住民基本台帳システム  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 令和6年8月16日 | I 基本情報<br>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム8<br>③他のシステムとの接続 |  | ○税務システム  | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 令和6年8月16日 | (別添1)事務の内容  | (現行の事務内容)  | 住民記録システムと税務システムが同一基盤上に構築されることに伴う図の修正、及び、再実施に伴う備考⑦の修正   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|-----------|
| 令和6年8月16日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>①保管場所</p> | <p>&lt;大分市の措置&gt;</p> <p>1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。</p> <p>2. データの不正持込・持出禁止を規定している。</p> <p>3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。</p> <p>4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>5. 紙データについては鍵付のキャビネットで保管し、鍵は所属長が管理している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | <p>&lt;大分市の措置&gt;</p> <p>1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。</p> <p>2. データの不正持込・持出禁止を規定している。</p> <p>3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。</p> <p>4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>5. 紙データについては鍵付のキャビネットで保管し、鍵は所属長が管理している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>1. サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>2. 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|--|---|---|------|-------------------|
| 令和6年8月16日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法 | <p>&lt;大分市の措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保存期間が満了となったものは、システムにより自動的に消去される。</li> <li>2. 紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>2. ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出すことができないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ol> | <p>&lt;大分市の措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保存期間が満了となったものは、システムにより自動的に消去される。</li> <li>2. 紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>2. ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出すことができないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ol> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</li> <li>2. クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確にデータを消去する。</li> <li>3. 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</li> </ol> | 事前   | 重要な変更             |
| 令和6年8月16日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目                          | 記録項目  | 記録項目(項目の整理)   | 事前   | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和6年8月16日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク2: 不適切な情報で入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容      | 1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。    | 1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、安全を担保している。    | 事前   | 重要な変更     |
| 令和6年8月16日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 | 1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和6年8月16日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p> | <p>&lt;大分市の措置&gt;</p> <p>1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこない、また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。</p> <p>2. データの不正持込・持出禁止を規定している。</p> <p>3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。</p> <p>4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> | <p>&lt;大分市の措置&gt;</p> <p>1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこない、また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。</p> <p>2. データの不正持込・持出禁止を規定している。</p> <p>3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。</p> <p>4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和6年8月16日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策<br/>具体的な対策の内容</p> | <p>&lt;大分市の措置&gt;<br/>ウイルス対策ソフトの導入</p> <p>1. 不正プログラム対策<br/>コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。<br/>大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。<br/>また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</p> <p>2. 不正アクセス対策<br/>大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;<br/>1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br/>2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br/>3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> | <p>&lt;大分市の措置&gt;<br/>ウイルス対策ソフトの導入</p> <p>1. 不正プログラム対策<br/>コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。<br/>大分市情報化推進のためのICT利活用に関する要綱に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。<br/>また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</p> <p>2. 不正アクセス対策<br/>大分市情報化推進のためのICT利活用に関する要綱に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;<br/>1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br/>2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br/>3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--------|--|------|-----------|
| 令和6年8月16日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容(続き)</p> |        | <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>2. 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</li> <li>4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>5. 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>7. 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>8. 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和6年8月16日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク<br>消去手順<br>手順の内容 | 保存期間を経過した個人市民税情報ファイルを消去する仕組みとする。   | <p>&lt;大分市の措置&gt;<br/>保存期間を経過した個人市民税情報ファイルを消去する仕組みとする。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;<br/>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>  | 事前   | 重要な変更     |
| 令和6年8月16日 | Ⅳその他のリスク対策<br>1. 監査<br>②監査<br>具体的な内容  | <p>&lt;大分市の措置&gt;<br/>監査<br/>定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;<br/>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> | <p>&lt;大分市の措置&gt;<br/>監査<br/>定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;<br/>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;<br/>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> | 事前   | 重要な変更     |

| 変更日       | 項目                            | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----------|-------------------------------|---|---|------|---------------------------------|
| 令和6年8月16日 | IVその他のリスク対策<br>3. その他のリスク対策   | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;<br/>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;<br/>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;<br/>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。<br/>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。<br/>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | 事前   | 重要な変更                           |
| 令和6年8月16日 | VI 評価実施手続<br>1.基礎項目評価<br>①実施日 | 令和2年6月1日  | 令和6年7月1日  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない |